

第2次福生市環境基本計画(案)

～私たちが変わり 私たちが変える エコシティふっさ～

令和6年3月

福生市

目次

第1部 総論.....	1
序. 福生市の環境の現状.....	1
(1) 環境政策の動向	1
(2) 福生市の概況	4
(3) 気候変動の緩和に関する課題【福生市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】	9
(4) 気候変動の影響に関する現状【福生市地域気候変動適応計画】	13
(5) 生物多様性に関する現状【福生市生物多様性地域戦略】	20
(6) 現行計画の達成状況	24
1. 計画策定の背景と目的	28
(1) 計画の目的・位置づけ	28
(2) 計画の経緯	29
3. 計画期間.....	30
4. 基本目標と将来像	30
第2部 基本目標実現に向けた取り組み	32
1. 気候変動への対策.....	32
基本的な考え方	32
(1) 気候変動の緩和 ...【福生市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】	33
(2) 気候変動適応策 ...【福生市地域気候変動適応計画】	37
2. 生物多様性の保全・回復【福生市生物多様性地域戦略】	39
基本的な考え方	39
(1) 核となる自然の保全・再生	40
(2) まちなかの自然の創出	41
(3) 生物多様性への理解促進	42
3. 循環型社会づくり	44
基本的な考え方	44
(1) ごみの発生抑制	45
(2) 適正分別・収集	45
(3) 資源化の徹底	46
(4) 事業系廃棄物の減量	46
(5) ごみ・資源に関する学習機会の提供	46
4. 安全安心な生活環境.....	48
基本的な考え方	48
(1) 美しいまちの維持	49
(2) 歴史的景観の保全・活用	49
(3) 公害の防止	50
第3部 人材育成と参画	51

1. 環境保全を担う人材育成.....	51
基本的な考え方.....	51
(1) 将来世代の育成.....	52
(2) 現役世代のエンパワーメント.....	52
(3) 環境学習の拠点づくり.....	53
2. 参加の動機付け.....	54
基本的な考え方.....	54
(1) ポイントシステムの構築.....	54
3. 計画の推進.....	56
(1) 進行管理の仕組み.....	56
(2) 市民参加による全庁的な環境活動の推進.....	59
(3) 市民・事業者アクションリスト.....	60
管理指標設定の考え方.....	64

第1部 総論

序. 福生市の環境の現状

(1) 環境政策の動向

気候変動対策分野

平成27年(2015年)12月に、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて、2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追及することを掲げ、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロとする(=カーボンニュートラル・脱炭素)目標が盛り込まれています。令和5年(2023年)3月にIPCCが公表した第6次統合報告書では、気温上昇を1.5°Cに抑えるためには、この10年間で急速かつ大幅な削減が必要であることが示されています。

パリ協定を受けて、国内法である地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)が令和3年(2021年)3月に改正され、国の地球温暖化対策計画が同年10月に改訂されました。同計画では、カーボンニュートラルと整合する目標として、令和12年(2030年)度において、平成25年(2013年)度比で温室効果ガスの46%削減が示されました。温対法の改正により、地球温暖化対策実行計画【区域施策編】(区域全体の温室効果ガス排出削減を目指すもの)の策定が市区町村の努力義務となり、再生可能エネルギー利用等の施策、施策の実施に関する目標を定めることとなりました。自治体レベルでの脱炭素に向けた動きへの関心も高まっており、46都道府県、558市、22特別区、317町、48村(令和5年9月29日時点)が令和32年(2050年)までにゼロカーボンシティを表明しています。

一方、1.5°Cの目標を達成したとしても、気候変動の様々な影響は避けられず、その影響に対応するための気候変動適応策も重要であるとされています。平成30年(2018年)6月に気候変動適応法が成立し、気候変動地域適応計画の策定が市区町村の努力義務とされました。気候変動適応法は令和5年(2023年)5月に改正され、熱中症対策がより強化されることになりました。

都は、令和元年(2019年)12月に、「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、コロナ禍を受けて翌年に改訂した「ゼロエミッション東京戦略2020Update & Report」において、令和12年(2030年)までに温室効果ガス排出量とエネルギー消費量をいずれも平成12年(2000年)比で50%削減、再生可能エネルギーによる電力割合を50%程度にする目標を掲げています。

生物多様性分野

令和4年(2022年)12月に、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。愛知目標から引き継いだ「自然と共生する世界」を2050年ビジョンとして、令和12年(2030年)までに自然を回復の軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること(=ネイチャーポジティブ)を掲げました。

国内ではこの新枠組を見越して生物多様性国家戦略の見直しが進められ、令和5年(2023年)3月

に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。生物多様性損失と気候変動に統合的に対応すること、ネイチャーポジティブに向けた社会の根本的変革が必要であることを強調し、保護地域以外での取組(OECM: Other effective area-based conservation measures)も含めた健全な生態系の確保、自然資本を守り生かす社会経済活動の展開などを柱にしています。なお、生物多様性基本法の規定により、生物多様性地域戦略の策定は市区町村の努力義務とされています。

都は、令和5年(2023年)4月に東京都生物多様性地域戦略を改定しました。本市の大部分が分類される「台地」の将来像として、エコロジカル・ネットワークの保全と回復、地域固有の生態系の回復などが示されており、保全活動への参加や消費行動を通じて、すべての都民が生物多様性に配慮・貢献することなどを目標としています。

資源循環分野

令和元年(2019年)6月、G20大阪サミットにおいて、令和32年(2050年)までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。廃プラスチック有効利用率の低さや海洋プラスチックによる環境汚染が世界的に問題視されるようになったことを受けたものです。

国内ではこれに先立ち、同年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定、令和3年(2021年)6月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が公布されました。循環型社会形成推進基本法において廃棄物処理・資源循環の原則として掲げられた3R(Reduce・Reuse・Recycle)に加え、プラスチックを再生素材や再生可能資源に切り替える「Renewable」を原則とし、プラスチックのライフサイクル全体を通して、資源循環を促進する方針を示したものです。市区町村はこれまでプラスチック製容器包装類の分別収集・保管の義務を負っていましたが、プラスチック使用製品廃棄物についても再資源化の対象となりました。

都は、前出のゼロエミッション東京戦略において、3Rとプラスチック対策、食品ロス対策を温室効果ガス半減に向けた取組の柱として位置づけています。令和12年(2030年)までに一般廃棄物のリサイクル率37%、家庭と大規模オフィスビルからの廃プラスチック焼却量を平成29年(2017年)度比で40%削減、食品ロスを平成12年(2000年)度比で半減するという目標を掲げています。

その他

平成27年(2015年)9月の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12年(2030年)までの達成目標として「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」が国際目標として掲げられました。

SDGsは「誰一人取り残さない」ことを基本理念とし、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。各ゴールは環境・社会・経済の各課題に関連するもので、これらは相互に関連しており、統合的解決が図られるべきとされています。環境施策に関連するものとしては、水と衛生(6)、エネルギー(7)、持続可能な消費と生産(12)、気候変動への適応(13)、陸上・海洋における生物多様性の保全(14・15)について目標が設定されています。各環境施策と関連が深いゴールは、

健全な社会や活発な経済活動の基盤として位置づけられています(ウェディングケーキモデル)。

国は SDGs 達成に向けた中長期的な国家戦略として「SDGs 実施指針」を策定しています。地方自治体の役割として、横断的な推進組織を設置すること、各種計画に SDGs の要素を反映すること、取組状況を把握することなどが期待されています。

国は平成 30 年(2018 年)4 月に第五次環境基本計画を閣議決定しました。日本地域版 SDGs として「地域循環共生圏」の考え方を示し、各地域が自立・分散型の社会を形成して、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう取組が推進されています。令和 4 年(2022 年)12 月からは第六次環境基本計画の策定に向けた検討が開始されています。この計画においては、「循環」と「共生」を共通目標として環境行政を統合的に運用すること、環境と他の政策分野の統合的アプローチを図ることなどが重視されることが見込まれます。

図 SDGs ウェディングケーキモデル

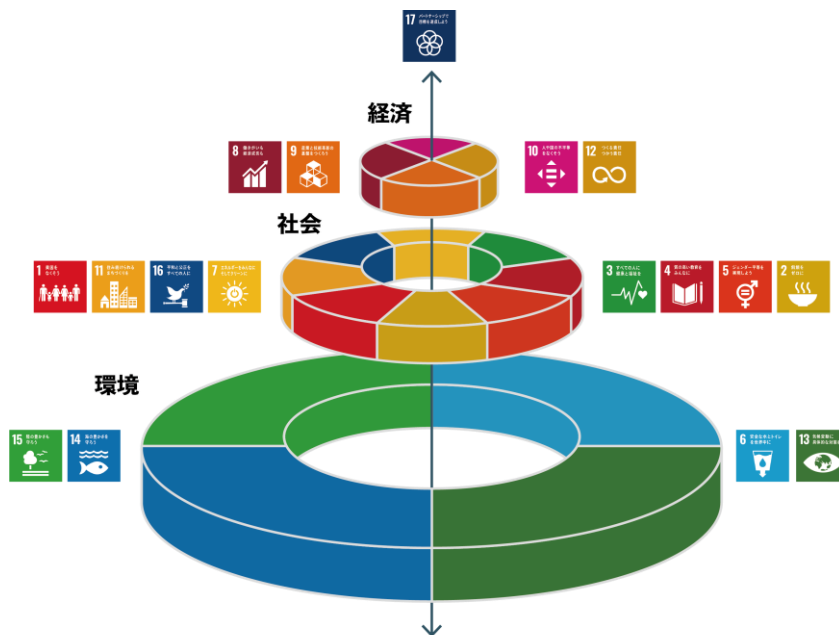
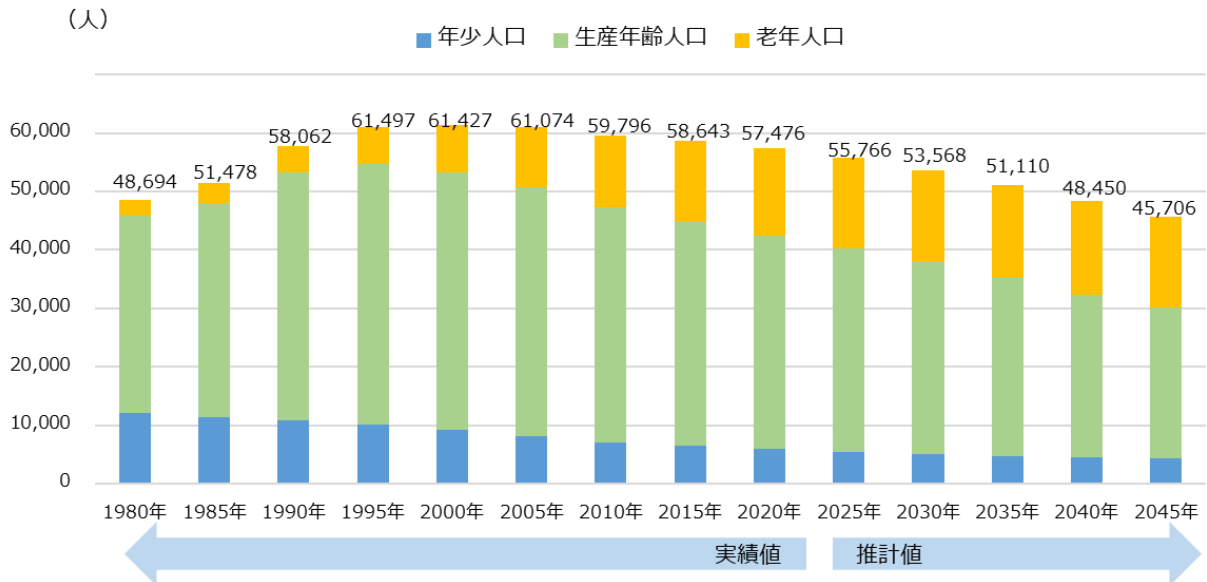


図 地域循環共生圏の概念



人口・世帯数

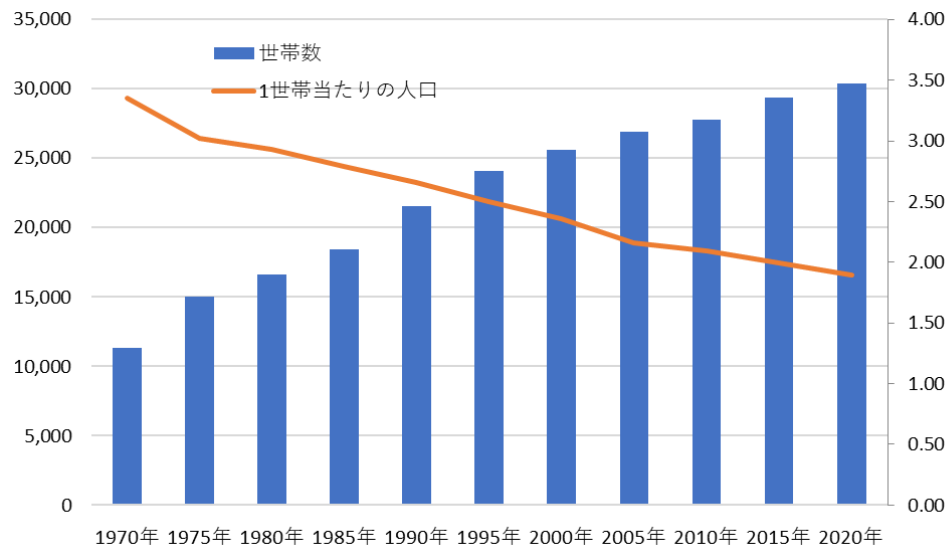
本市の人口は令和 5 年(2023 年)9 月 1 日現在で 56,424 人となっています。近年では平成7年(1995 年)~平成 12 年(2000 年)ごろをピークに緩やかな減少傾向にあります。将来的には引き続き人口は減少していき、令和 12 年(2030 年)頃には 5 万 4 千人程度になると見込まれています。



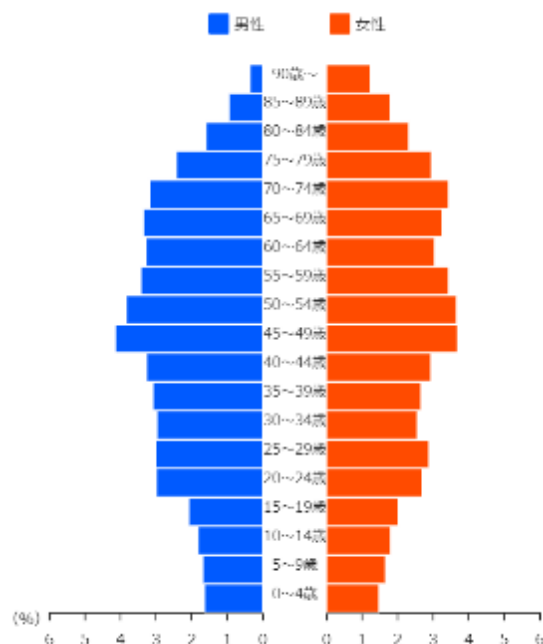
出典：国勢調査(2010 年まで)及び福生市独自推計データ(2015 年以降)

世帯数については、令和 5 年（2023 年）9 月 1 日現在で 30,800 世帯であり、近年の傾向からも増え続けています。一世帯の平均人数は年々減っており、2020 年（令和 2 年度）は 1.89 人となっています。

人口ピラミッドを見ると、男女ともに 45～49 歳や 50～54 歳の年齢層が多く、若年層は減少傾向にあります。



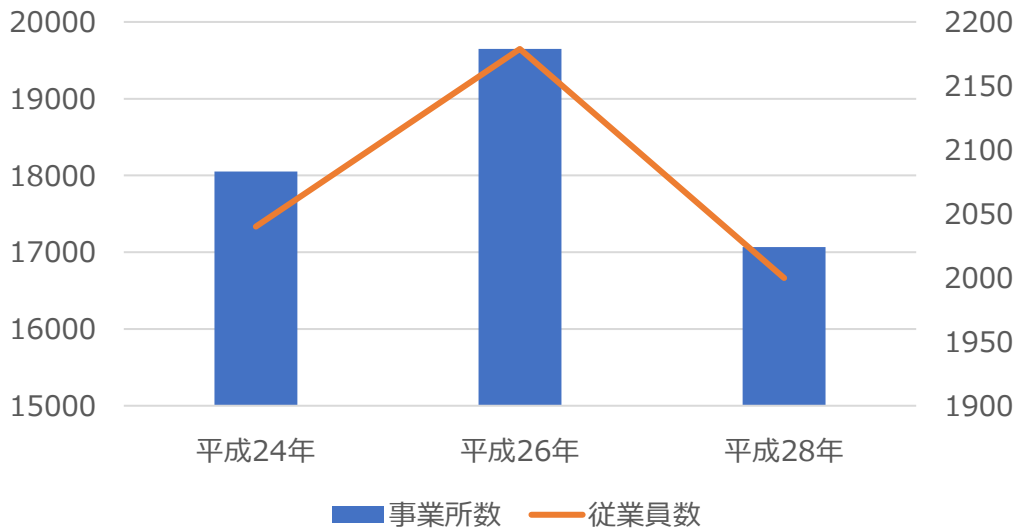
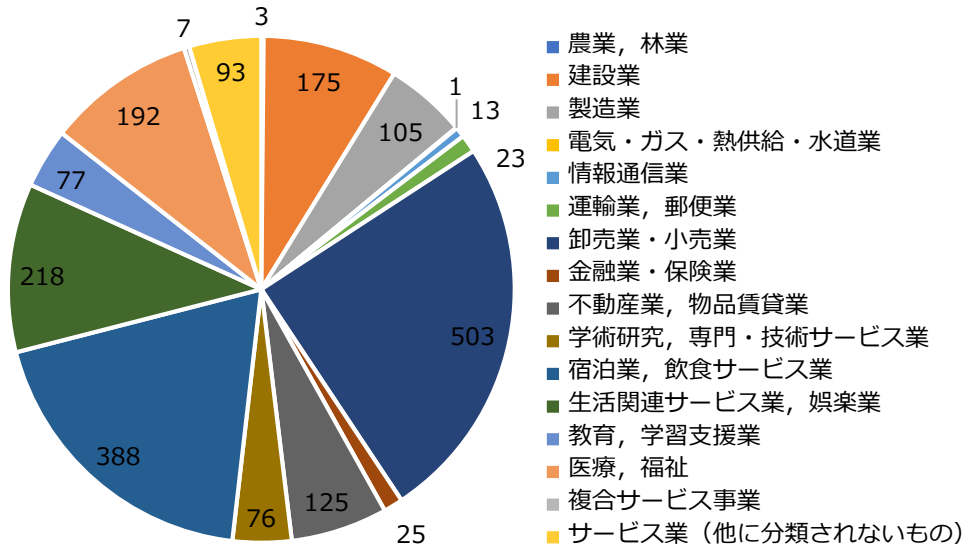
出典：福生市市勢統計 '22



出典：地域経済分析システム (RESAS)

産業構造

福生市の産業構造は多様な業種により支えられており、突出した業種はありません。第三次産業を中心とした都市型の産業構造となっており、特に卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業が活発となっています。

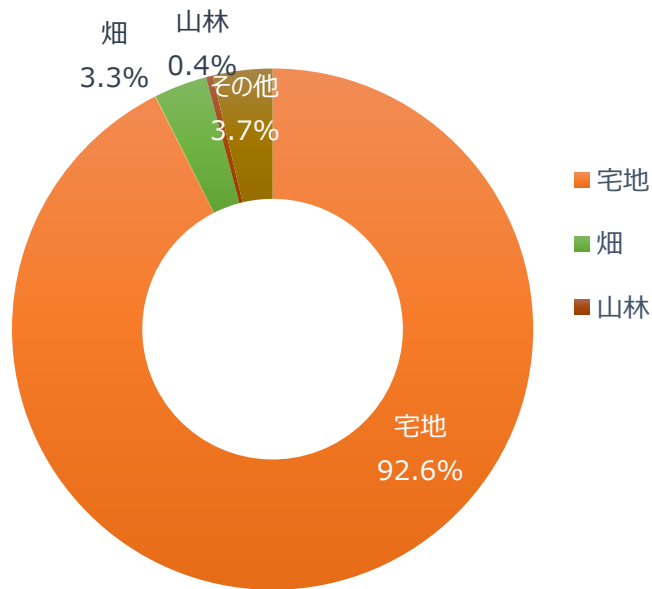


出典:福生市市勢統計 '22

土地利用状況

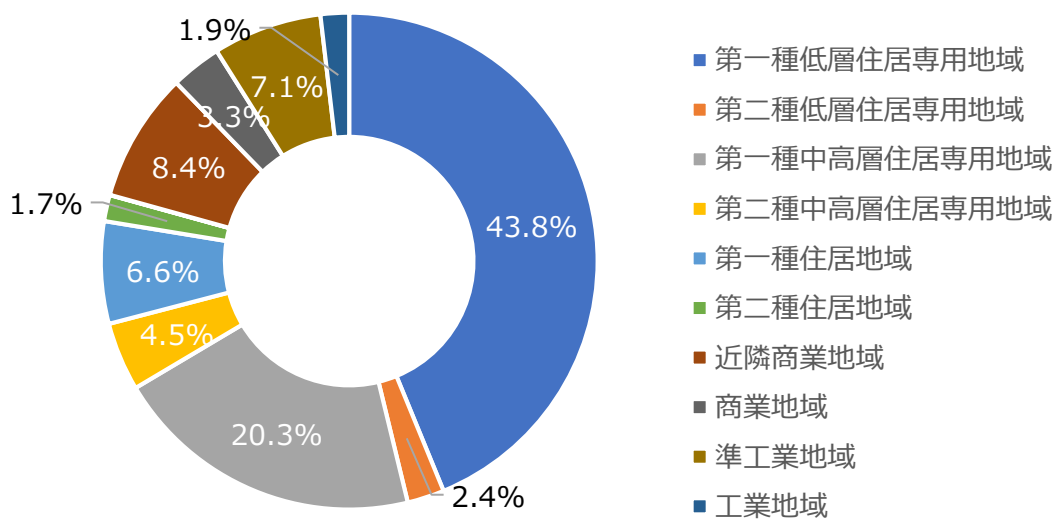
本市の地目別土地面積の割合は、宅地が90%以上を占めています。また、用途地域別としては、住居専用地域に多くが用いられています。

図 土地目別面積



出典：多摩地域データブック～多摩地域主要統計表～ 平成28年度版

図 用途地域別面積



出典：福生市告示第120号(令和3年7月1日)

(3) 気候変動の緩和に関する課題

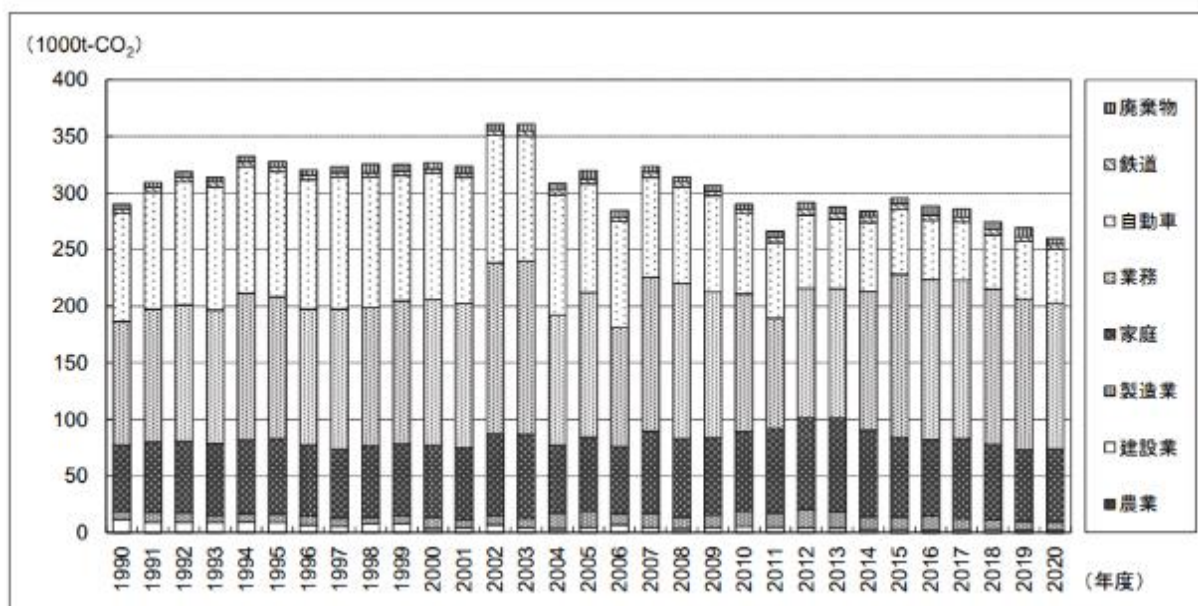
温室効果ガスの排出特性

温室効果ガス排出量については、東京都 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による公表値を用いて推移を把握しています。本データでは横田基地の排出量が福生市の排出量として算定されているため、平成 27 年(2015 年)以降は独自の手法※で補正したデータを用いています。

福生市の温室効果ガス排出量は、平成 19 年(2007 年)から翌年にピークとなり、その後、平成 24 年(2012 年)以降に全国的な化石燃料比率の上昇を受けて増加したものの、近年は減少傾向にあります。令和 2 年(2020 年)度排出量の合計(横田基地補正後)は 221 千t-CO₂となっており、福生市地域新エネルギービジョン・詳細ビジョンにおける基準年である平成 15 年(2003 年)と比較すると、31%の減になっています(ただし基準年排出量には横田基地分が含まれています)。

※「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」が提供する排出量推計値に、福生市人口に対する基地内人口の比 0.83(令和元年)を乗じて求める。「みどり東京」の公表値にもこの手法による補正後の値が「参考値」として併記されている。

図 部門別二酸化炭素排出量の推移



出典:オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

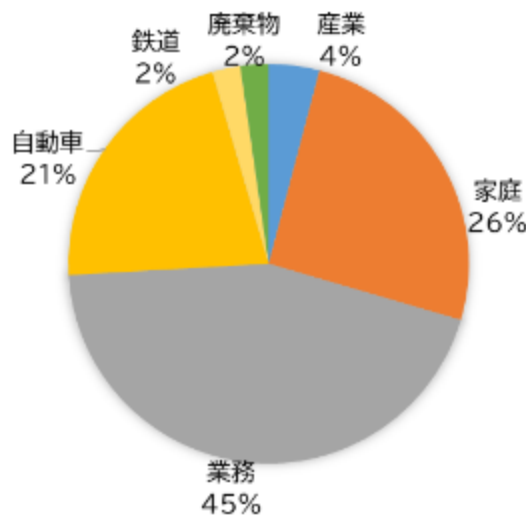
部門別排出内訳をみると、店舗や事務所などにあたる業務部門が 45%と最多を占め、次いで家庭部門 26%、運輸部門 23%の順に多くなっています。運輸部門は 90%が自動車によるものとなっています。

福生市地域新エネルギービジョン・詳細ビジョンの基準年である平成 15 年(2003 年)との比較では、産業部門と自動車が約半減となっている反面、業務・家庭の両部門では補正なしの値で減少傾向はみられません。人口減少の一方で世帯数が増加していること、業務部門では事業所における OA 機器などの利用増加が影響していると考えられます。

環境省が公表している「自治体排出量カルテ」のデータでは、特に排出量の大きい「特定事業所」は市内に3か所（産業部門1か所、業務その他部門2か所）が存在しています。特定事業所の占める排出割合は、産業部門では4割弱ですが、業務部門では2割に満たないという推計結果が示されています。

そのため、福生市での温室効果ガス排出量削減は、中小規模の事業者による取組と一般家庭での取組を推進することが鍵となります。市民一人ひとりの暮らしやなりわいと密接に結びついた動きが必要です。

図 令和2年（2020年）部門別 CO₂ 排出量の内訳



出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

再生可能エネルギーのポテンシャル

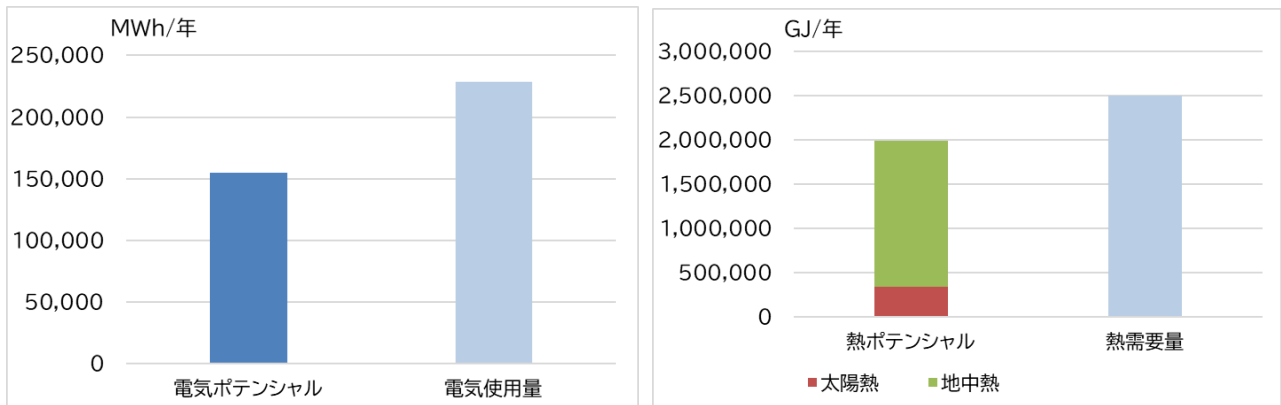
環境省「自治体再エネ情報カルテ」の掲載データをもとに、市内の再生可能エネルギーポテンシャル（導入可能量）を整理します。

電気については全量が太陽光発電で、年間155,143MWhのポテンシャルがあります。市内の電気使用量の68%に相当します。太陽光発電のポテンシャルは建物系の設置可能性がほとんどで、戸建住宅が48%、その他建物が34%を占めています（ただし、建築物の屋根面積に一定の係数を乗じて一律に推計した結果であり、築年数や日射量などは反映されていません）。市域面積が狭く、農地や山林も少ないことから、土地系の設置は期待できません。

熱については太陽熱と地中熱で、年間1,984,921GJのポテンシャルがあります。市内の熱需要量の80%に相当します（ただし、建物が存在する場所で利用可能と想定しているため、実際の導入可能量より相当に過大な数値と考えられます）。

以上の推計結果から、市内の再生可能エネルギーは建物の屋根を中心に最大限の導入を目指すことが必要です。地産地消で市内のエネルギー需要をまかなうことは現実的ではないため、再生可能エネルギーを確保する手法について多角的に検討する必要があります。

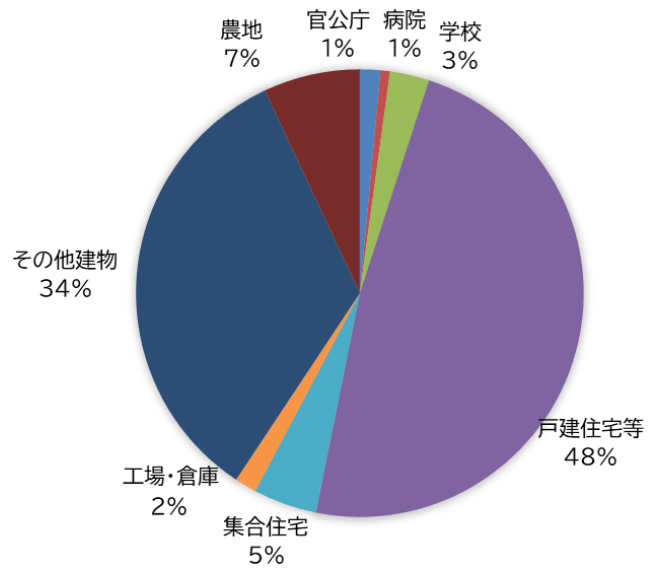
図 再生可能エネルギーポテンシャル



出典:環境省「再エネ情報カルテ [REPOS]」より作成

図 太陽光発電ポテンシャルの内訳

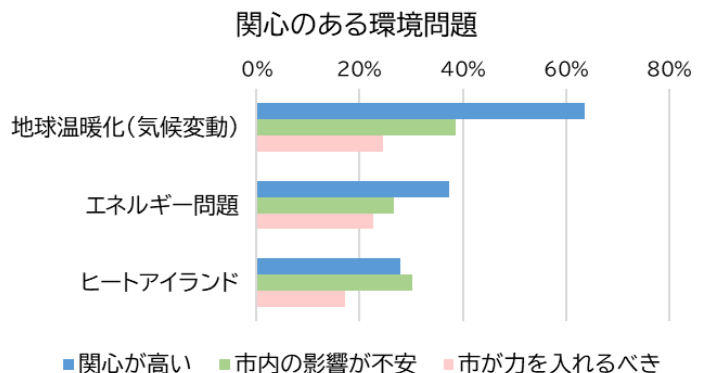
導入場所	発電量 (MWh/年)
官公庁	2,285
病院	1,064
学校	4,407
戸建住宅等	74,708
集合住宅	7,120
工場・倉庫	2,446
その他建物	52,304
鉄道駅	586
農地	10,808
畑	2,482
荒廃農地(営農型)	120
荒廃農地(再生困難)	8,206



出典:環境省「再エネ情報カルテ [REPOS]」より作成

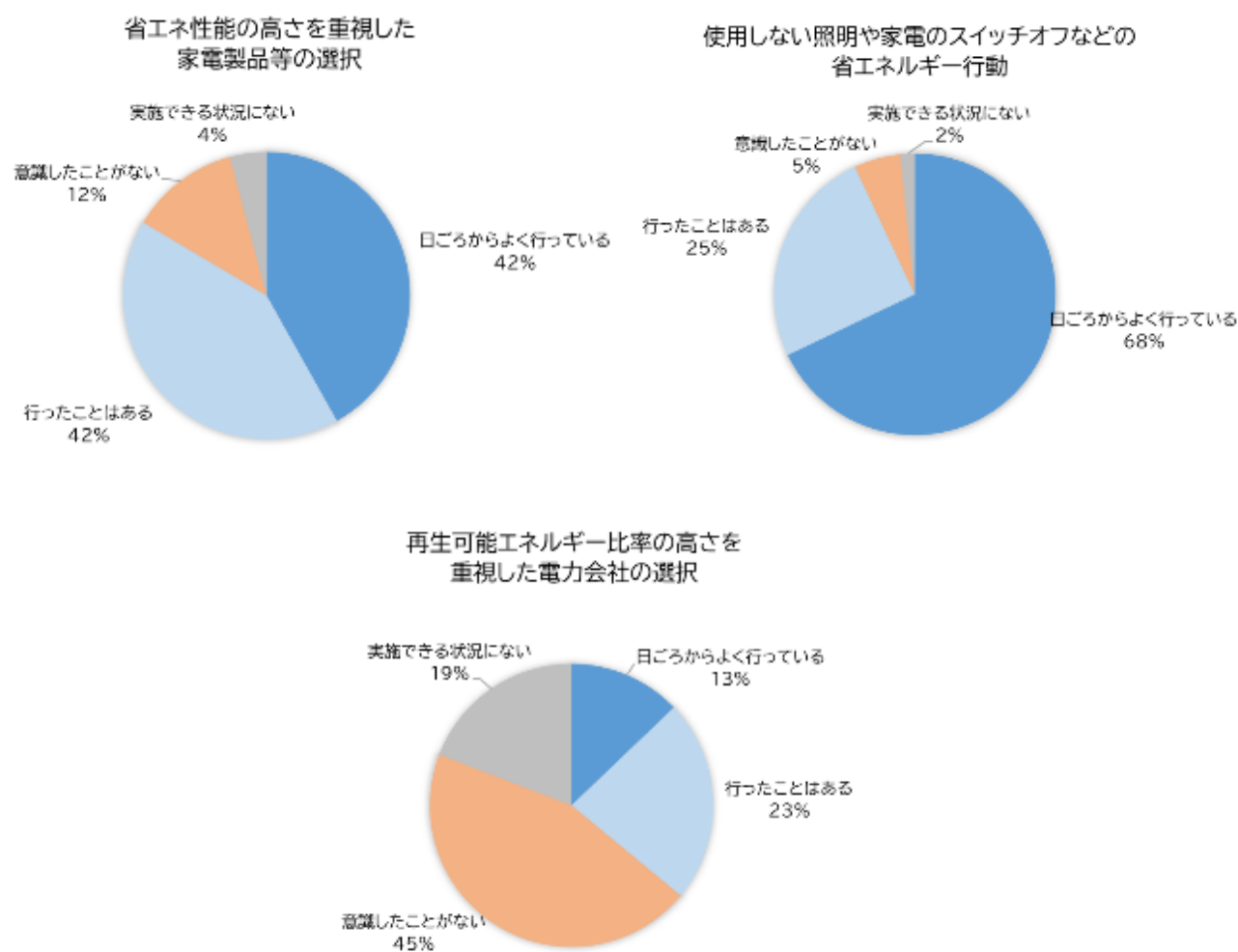
市民の意識・行動(市民アンケート結果より)

気候変動について 64%の市民が「関心が高い」と回答しており、様々な環境問題のうち最も多く選択されていました。エネルギー問題、ヒートアイランドといった関連する問題への関心も、比較的高い状況です。その反面、「市が力を入れるべき」と回答した割合は高くありません。重大な問題ではあるが、地域レベル・個人レベルで取り組むことではない、という印象があることがうかがえます。



気候変動の緩和につながる個人の取組状況を尋ねたところ、「省エネ性能の高さを重視した家電製品等の選択」、「使用しない照明や家電のスイッチオフなどの省エネルギー行動」は、「日ごろからよく行っている」「行ったことはある」の合計がそれぞれ 84%、93%と、すでに取り組んでいる市民がほとんどであり、省エネの意識は高いことが分かりました。

しかし「再生可能エネルギー比率の高さを重視した電力会社の選択」については、45%が「意識したことがない」と回答しています。比較的新しい制度や仕組み・技術を活用した行動転換には至っていないことがうかがえます。

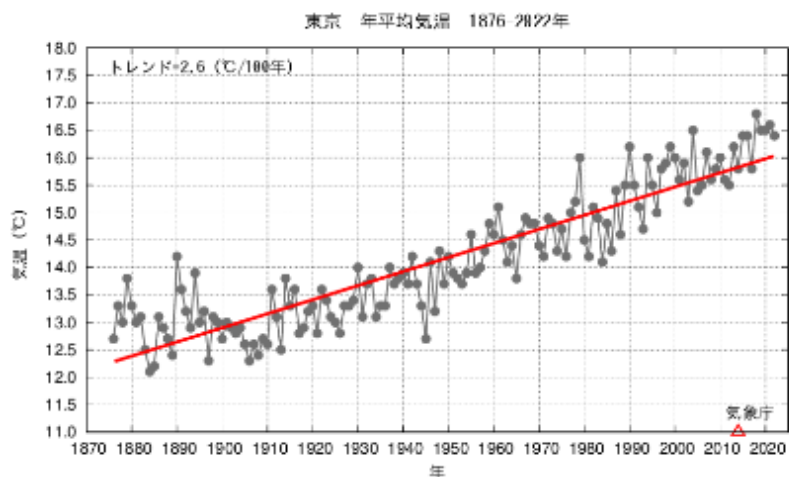


出典：市民アンケート集計結果

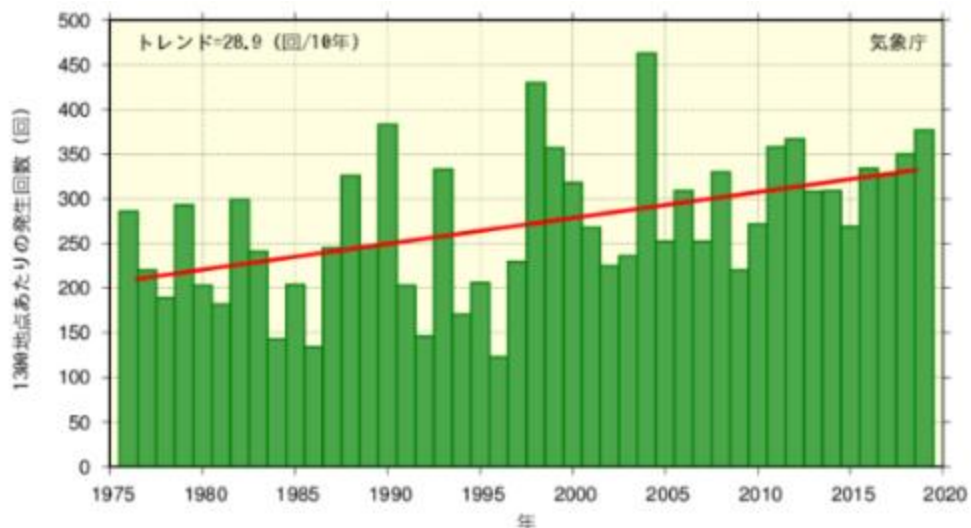
(4) 気候変動の影響に関する現状

顕在化している気候変動影響

近年の地球温暖化、気候変動により気温の上昇が観測されています。東京都全体においては、これまでの100年間で平均気温が約2.6℃上昇しています。気温上昇に伴い、真夏日日数・猛暑日日数、短時間での大雨の回数などが増加傾向にあり、生活環境についても影響が顕在化していくことが懸念されています。



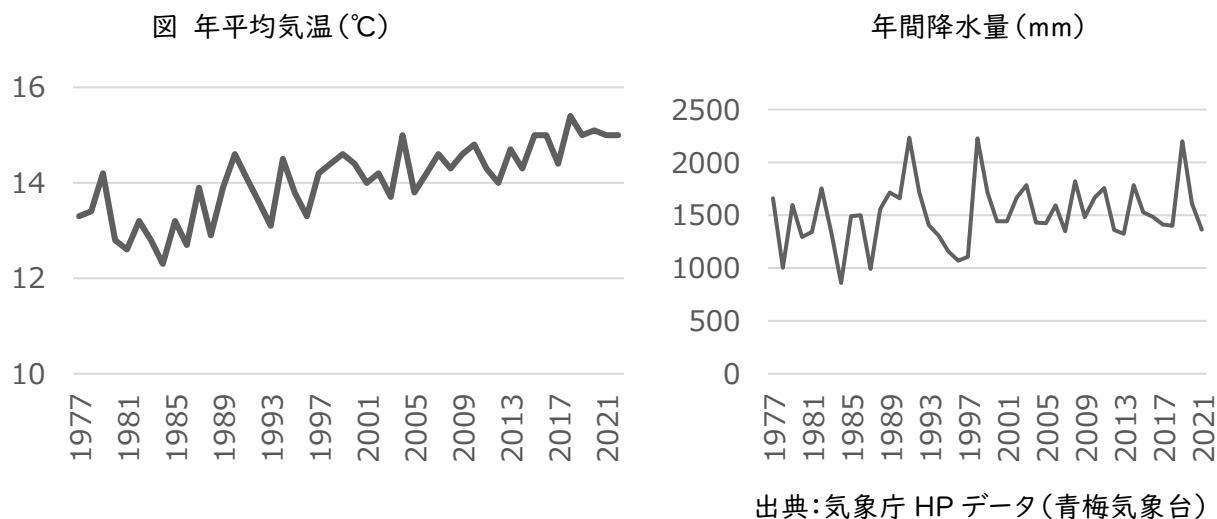
出典：気候変動適応情報プラットフォーム



全国1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化（1876～2019年）

出典：気象庁 HP

福生市においては、近年の平均気温及び降水量に若干の上昇傾向が見られます。これは前述した東京都全体と同様の傾向となっており、本市においても地球温暖化、気候変動が要因となる生活環境変化への懸念が見込まれます。



気候変動の影響により、自然災害に伴う被害も懸念されます。特に、令和元年(2019年)10月に関東地方に上陸した台風19号(令和元年東日本台風)は記録的な大雨をもたらしました。多摩川の氾濫の危険があったことから、南田園・北田園地区の約3,500世帯6,800人を対象に、本市初となる避難指示が発令され、約1,600人が避難、人的被害はなかったものの、大きな混乱と不安に包まれました。福生かに坂公園、多摩川中央公園、福生南公園が冠水し、復旧までに1年以上を要しました。

将来の気候変動影響に関する予測

①気象の変化

気候変動の影響は、今後どれだけ温室効果ガスが排出されるかによって異なり、シミュレーションに使用する気候モデルによっても差が生じます。

厳しい温暖化対策(排出削減対策)を取らない場合、今世紀末までに多摩部の平均気温は3.4°C上昇すると予測されています。真夏日は19日、猛暑日は25日、熱帯夜は9日増加するとの予測もあり、夏がより厳しく、長くなると考えられます。

厳しい温暖化対策を取った場合でも、1°Cから3°C弱の気温上昇が見込まれています。

図 気温の現在と将来の比較

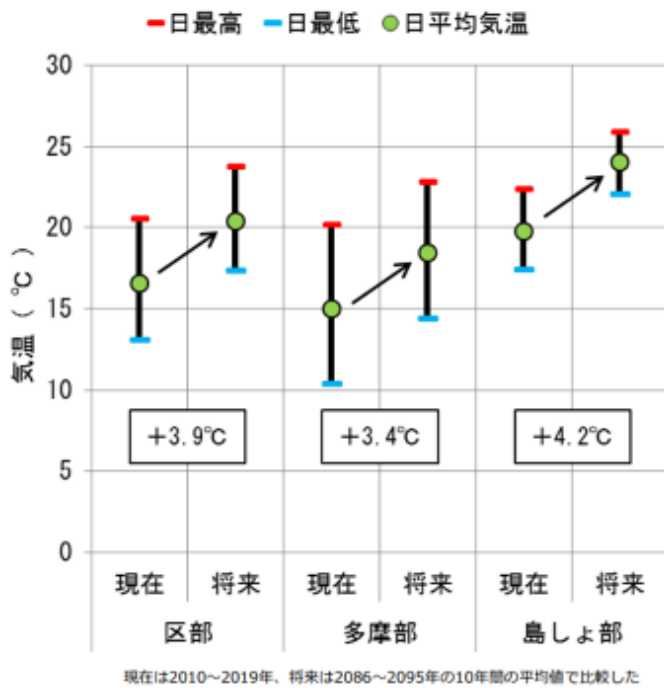
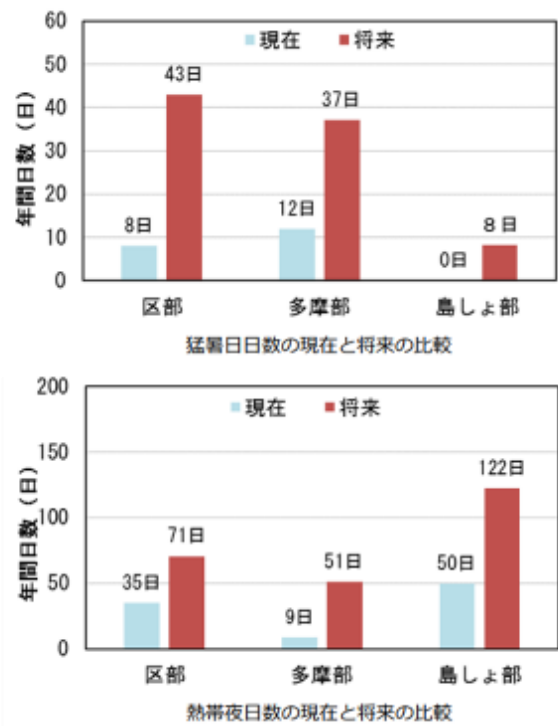
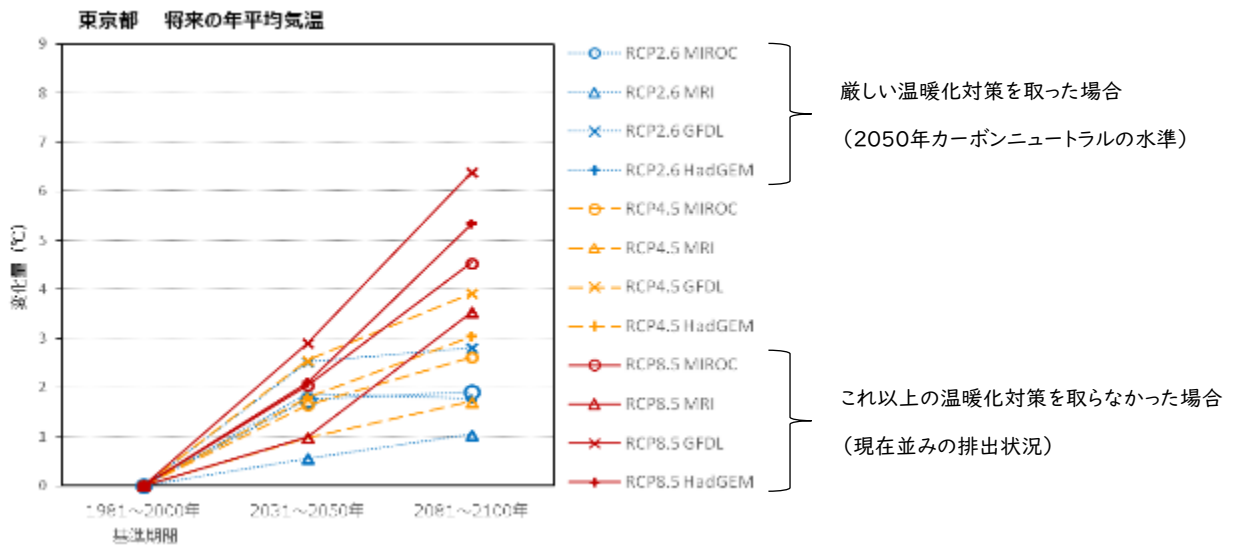


図 猛暑日・熱帯夜日数の現在と将来の比較



出典: 東京都気候変動地域適応計画資料編

図 温室効果ガス排出量・モデルごとの東京の平均気温変化の予測

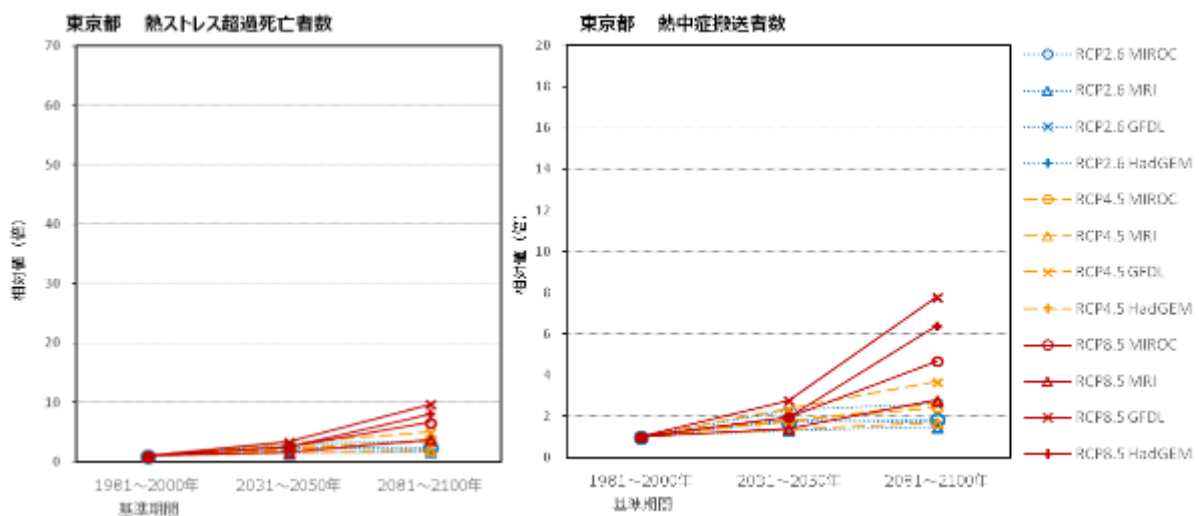


出典: 気候変動適応情報プラットフォームに加筆

また、気温が上昇すると熱中症のリスクも高まります。厳しい温暖化対策を取らないケースでは、今世紀末には熱中症搬送者数が最大8倍程度、熱ストレス超過死者数は10倍程度まで増える可能性が指摘されています。

人口が減少していく中、医療提供体制が充実していくことは考えにくく、熱中症患者等が増えた際の救急医療が十分に行われない可能性もあります。また、激甚化する自然災害に直面した際、すべての市民の生命・財産を守るためには、地域の中で顔の見えるつながりを保つこと、あるいはそれに代わる手段を持つておかななくてはなりません。気候変動の影響は、社会の脆弱なところにより強く表れることを認識しておくことが必要です。

図 温室効果ガス排出量・モデルごとの熱ストレス死亡者数、熱中症搬送者数の予測



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

市内の気候変動影響の評価

庁内で気候変動適応に係る業務*を担当している課・系の担当者らによるワークショップを実施し、将来どのような影響が考えられるのか、その影響はどのくらい重大で確信度が高いのか、その上で今後どのような取組が必要なのかを話し合いました。

福生市にとって重大な影響になると考えられるのは、多摩川の洪水や崖線などの斜面崩壊の危険性が高まること、熱中症による搬送者・患者数が増えること、特に高齢者や乳幼児などのリスクが高いことです。これらの課題は、緊急性・確信度とも比較的高いため、優先して対応していく必要があると判断されました。すでにこれらの課題に対応する事業も実施されていますが、より効果的な取り組み方を模索し、早期に対応を図っていく必要があります。

*国の変動適応計画における主要7分野である「農林水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」に係る部署

表 庁内ワークショップの検討結果

分野	福生市に予測される 気候変動影響の抽出		影響評価				既存の適応策	追加的適応策の 検討
	これまでに生じている 気候変動影響	将来的に考えられる 気候変動影響	重大 性	緊急 性	確 信 度	優 先 度	既存施策や 過去の対処方法	追加すべき取組
自然災害の増加・ 激甚化	短時間強雨の頻度が高まっている 汚水処理量が増大し能力不足となる	短時間強雨がさらに増え、排水不良、道路冠水が増える	▲	▲	▲	▲		雨水侵入水の侵入経路の絞り込み
	土砂災害特別警戒区域が市内7カ所指定	崖線などの斜面崩壊の危険性が高まる	●	▲	▲	●	せせらぎ遊歩道公園整備事業 法面調査、5年に一度実施	
	多摩川の洪水の危険性が高まっている	多摩川の洪水の頻度が高まり、被害が拡大する	●	▲	▲	●	ハザードマップ(洪水)の作成・周知 風水被害に関する普及・啓発(出前講座等)	
自然の変化		虫に関する生態系の変化(悪化)	▲	■	■	■		
	多摩川河川敷の桜の開花が早まっている(桜まつりの時期に開花のピークが合わなくなっている)		▲	■	■	■		
		公園等で雑草が増える	▲	■	■	■		
		マダニ、ヤマビルなど感染症媒介生物が侵入・定着する	—	—	■	■		
		街路樹や植栽が枯れてしまう	▲	■	■	■		
自然の変化による 行事への影響	多摩川河川敷の桜の開花が早まっている(桜まつりの時期に開花のピークが合わなくなっている) →桜が開花する時期に合わせて祭りの時期を決定 →時期が定まらない		▲	■	■	▲		
暑さによる健康影 響	35℃を超える日が増えたことで、熱中症警戒の呼びかけを発信することが増えている 工事の作業	熱中症による搬送者・患者数、死亡者数が増える	●	●	●	●	熱中症警戒アラートが出たら、体育施設の利用をキャンセルすると選付される 熱中症警戒アラートが出たらメールを配信	
	農作業をする時間が制限される(時間をずらす、短くする) 露地栽培の作物のできが落ちている?	暑さに対して脆弱な高齢者、小児・乳児のリスクが高まる 高齢者への啓発が課題	●	●	●	●	熱中症対策リーフレットを高齢者に配布 保護者にチラシ配布 大塚製薬と共同制作のポスター掲示	
		蚊が媒介する感染症への注意が必要	▲	■	■	■		
暑さによる行事への影 響		七夕まつり、夏祭りなど夏季の行事の開催が難しくなる 七夕まつりは7~8月でないと成立しない	▲	■	■	▲	ミスト扇風機を利用 時期の変更 夜間に実施	
		屋外での活動がしにくくなる →時間を早める	●	●	●	●	時間を早める 短時間にする 給水・休憩	ミストが出る装置を作る

●:高い ▲:中程度 ■:低い

市民の意識・行動(市民アンケート結果より)

気候変動の影響と思われる市内の変化について情報を募ったところ、多くの意見が寄せられたのは多摩川・多摩川河川敷に関することでした。「桜の開花が早まっている」という意見が最も多く、「豪雨で増水することが増えた」という意見もありました。市内全体での変化としては「気温が高すぎる」、「植物の開花時期などが変わった」などの意見や、具体的な箇所を挙げて、樹木や屋敷林の伐採、畑の減少との関係を指摘する意見などもありました。

下の表は市民の皆さんから寄せられた情報であり、専門家の検証を経たものではないため、厳密には気候変動影響とは言えないものが含まれている可能性があります。しかし、気候変動の影響は様々な要因が絡み合って生じるもので、環境の変化に気づき、それを共有して蓄積していくことが、適切な対応を検討する大切な一歩です。

どこで?	どんな変化を感じる?
多摩川、多摩川河川敷	桜の開花が早まっている(7) 桜の葉が落ちるのが早い、花の色が薄い 等 台風や大雨で急に増水する、警戒が必要になる頻度が増えている 等(6) 河川敷の形状が変わってきた(3) 草の伸びが早い、草木が過度に茂っている 等(5) セミの鳴き声、渡り鳥の変化 セミ、フクロウの鳴き声が少なくなった ブタクサの飛散が早くなった 水が温かい 他
玉川上水	桜の開花が早い ホタルが少ない 昆虫が少なくなり、鳥(ツミ)等も見られなくなった
市内全域、自宅付近	気温が高すぎる、クーラーなしで寝られない(5) 植物の開花時期などが変わった(5) 路面の照り返しが酷い(3) 雑草の伸びが早い、抜きにくい(3) 豪雨による市中冠水や洪水の危険性が増えた(2) 11月になっても蚊が出る ツマグロヒョウモン(南方系のチョウ)が見られる 他

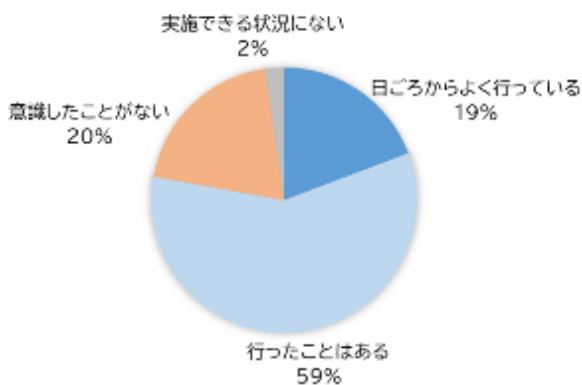
※()内の数字は類似意見の件数

個人が日常的に実施できる気候変動適応のための行動として、自然災害への備えや熱中症対策などがあります。

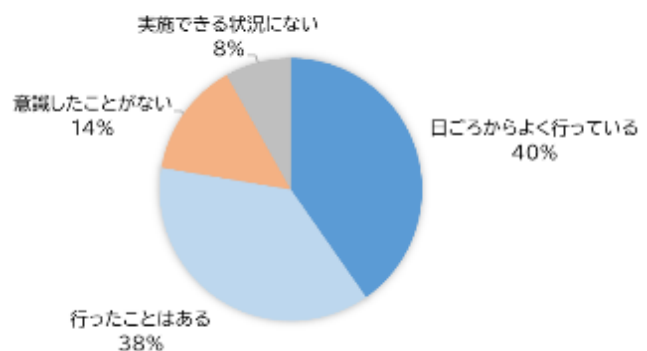
「気象災害などの際の避難場所・経路の確認」については、「日ごろからよく行っている」「行ったことがある」の合計が78%程度と、多くの市民が取り組んでいることが分かりました。しかし実際には、避難場所を一度確認しただけであったり、多摩川に近い田園地区とそれ以外の地区の居住者では危機意識に差があるなどの現状があると考えられます。「意識したことがない」という市民も20%いることから、すべての市民が、どこにいても適切な行動を取れるよう、気象災害への備えを日常化していくアプローチが必要です。

「暑さを避けた活動時間・時期の変更」については、こちらも「日ごろからよく行っている」「行ったことがある」の合計が78%程度と、多くの市民が意識しています。気候変動の進展にともない、猛暑日の日数が増えていくことが予測されている中、熱中症の正しい知識を持って暑さと適切に付き合っていく姿勢が求められます。

気象災害などの際の避難場所・経路の確認



暑さを避けた活動時間・時期の変更



出典：市民アンケート集計結果

(5) 生物多様性に関する現状

生物多様性の特徴

福生市は市域面積の大部分が台地にあたりますが、多摩川沿いは低地に分類され、多摩川から取水された玉川上水と、熊川分水、田村分水が市内で水辺のネットワークを構築しています。台地と低地の間に存在する 2 つの崖線には樹林地が残され、緑の軸として機能しています。崖線周辺には湧水も確認され、緑の保全と健全な水循環が密接に関わっていることを示しています。

●多摩川

福生市を流れる多摩川は中流域にあたります。1960年代以降、急激な人口増加により生活排水等が流入し「死の川」と呼ばれるまでに汚染されてしまいましたが、公共下水道の整備によって水質汚濁が改善し、羽村取水堰からの河川維持放流も行われるようになったことで、水質は大幅に改善しました。水辺の楽校で子どもが参加し実施している水生生物による水質判定では、清流域の生物が多く発見され「きれいな水」という判定が続いています。

河川敷には福生加美上水公園、福生かに坂公園、福生柳山公園、多摩川中央公園、福生南公園が整備され、ウォーキング・ランニングやレクリエーション、イベントの場として、多くの市民でにぎわっています。

多摩川沿いでは多くの野鳥を目にすることができ、イカルチドリやイソシギといった河原の鳥類、カワセミ、カルガモ、ダイサギといった水辺の鳥類などが観察できます。

かつては、礫河原の動植物としてカワラニガナ、カワラヨモギなどの植物やカワラバッタなどの生き物が確認できていました。しかし、ハリエンジュなど高木の樹林化が進行していることや河川流量の少なさなど複合的な要因で、こうした礫河原固有の動植物の姿は少なくなっています。

こうした中、礫河原再生の中心的な動きとして、カワラノギクを保全・再生する取組が行われています。平成14年(2002年)に研究者(大学)、市民、行政(河川管理者、福生市)の協働による「カワラノギクプロジェクト」が発足し、永田地区を中心とした活動が継続されています。令和元年(2019年)の洪水により野生絶滅となりましたが、近年では新たに企業ボランティアなども参加し、生息環境の整備や個体数調査などを実施しています。

●崖線(ハケ)

多摩川が武蔵野台地を削って形成した河岸段丘として、市内には立川段丘と拝島段丘が広がっており、これに沿った崖線(ハケ)には雑木林が形成されています。

JR 八高線に沿って伸びる立川崖線には玉川上水緑地があり、みずくらいど公園から日光橋公園まで上水沿いの散策路が整備されています。福生公園の文化の森では、市民団体による萌芽更新活動が実施されており、自然な形での雑木林の維持に取り組んでいます。

拝島崖線にも豊かな植生が形成されており、斜面に沿って複数の湧水が確認されています。ほたる公園では、市民団体が湧水を活用してゲンジボタルの育成・保護活動に取り組んでいます。

●都市農地

かつて南田園・北田園を中心に広がっていた水田はなくなり、市内には現在 10.3 ヘクタールの畑が残されているのみとなっています。市域面積における農地割合は低いものの、市民農園は7か所あり、暮らしの身近なところに農業を感じることができます。住宅都市における農地の役割は食料生産にとどまらず、災害時の一時避難場所や火災時の延焼防止、雨水の地下浸透、ヒートアイランドの緩和、そして様々な生物の生息地になるなど、実に多様な機能を有しています。

●外来生物の防除

近年市内では、アライグマやハクビシンを見たという情報や、屋根裏に侵入された・庭の果樹や野菜が食べられたという相談が増えています。アライグマ・ハクビシンは家屋を損傷したり排泄物で汚したりするといった生活被害だけでなく、人獣共通感染症の媒介や、在来生物を捕食するなど、人の生活や生態系に悪影響を及ぼします。福生市では都内の他自治体に先駆けて平成26年(2014年)度からアライグマ・ハクビシンの防除の取組を開始し、現在では NPO と連携した体制を構築しています。また、平成 30 年(2018年)1月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来生物に指定されたクビアカツヤカミキリについても、令和元年(2019年)度から国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所と連携等を行い、防除に取り組んでいます。

生物多様性が直面する4つの危機

生物多様性の直接的な損失要因は「4つの危機」に整理できるとされています。そして、これら4つの危機をもたらす間接的な要因として社会経済の変化があり、さらに、そこには社会の価値観や行動が影響を与えています。

生物多様性を損なう危機を避けるため、社会の価値観や行動を変えるために、一人ひとりが生物多様性の重要性を理解して行動することが必要です。暮らしや事業活動の中で生物多様性の保全につながる行動を組み込んでいくこと、すなわち「生物多様性の主流化」が求められています。

●第1の危機:開発など人間活動による危機

福生市では、樹林地や農地の宅地化が顕著に進行しており、これにより緑や生物の生息域が減少しています。開発された宅地や事業用地において緑化を行うことが重要ですが、開発指導の要件に該当しない小規模な開発地では、十分な措置が取られないケースが多いようです。また、植栽に際しても管理しやすい樹種が選択される傾向にあり、在来生物の生息環境を含む周辺環境との調和については、必ずしも十分な対応ができていない状況です。

●第2の危機:自然に対する働きかけの縮小による危機

第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる生物多様性への負の影響を指します。耕作されなくなった農地や空き家などが、雑草の繁茂や野生生物の棲みつきなどの問題を引き起こすことが懸念されます。今後、高齢化が進んでいく中で、ボランティア活動によって維持されていた公園や樹林地などの公共の緑に、管理の手が届かなくなることが危惧されます。

●第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機

外来種の侵入や化学物質に起因する汚染などによる影響です。アライグマ・ハクビシンやクビアカツヤカミキリといった、すでに防除の対象となっている生物のほか、ペットとして飼育されていた動物が遺棄・逸走することで定着することも懸念されます。また、多摩川河原において繁茂しているハリエンジュ、市内各所でみられるようになったナガミヒナゲシなどの植物も、もとは人間が持ち込んだものであり、在来の植物の生息を妨げています。緑化活動において輸入種子由来の植物が使われることで、遺伝的かく乱が起こることも懸念されています。

●第4の危機：地球環境の変化による危機

気候変動を含む地球環境の変化が、生態系に負の影響を与えることもあります。国内では、主に温暖な地域で生息するタケ類（モウソウチク、マダケ）や、南方系のチョウ類の分布域が北上しているなどの変化が確認されています。市内ではまだ顕著な変化は見られませんが、将来的に感染症を媒介するなど、人間の生活に害を及ぼす生物が侵入・定着する可能性もあり、状況の注視が必要です。

市民の意識・行動（市民アンケート結果より）

生態系の変化と思われる市内の現象について情報を募ったところ、市内全域で、「ハクビシンを見た」という意見が多数寄せられました。「タヌキを見た」、「ネズミを見るようになった」という意見もありました。一方で「スズメが少なくなった」、「サワガニが減った」など、以前は見られたものが減少していることを指摘する意見もありました。

どこで？	どんな変化を感じる？
市内全域、自宅付近	見たもの・増えたもの：ハクビシン、アライグマ、ネズミ、ハチ・ハチの巣、ナガミヒナゲシ、蚊（冬） 減ったもの：スズメ、クワガタ、カブトムシ、ホトトギス
福生	見たもの・増えたもの：ハクビシン、タヌキ、アライグマ、南国の鳥のような声 減ったもの：ネコ
本町	減ったもの：スズメ、コウモリ
志茂・牛浜	見たもの・増えたもの：タヌキ、ネズミ、カメムシ、セミ、カシノナガキクイムシ 減ったもの：ネコ
加美平	見たもの：ハクビシン、タヌキ、聞きなれない鳥の声
武蔵野台	見たもの：ハクビシン、タヌキ、イノシシ、スズメバチ
熊川	見たもの：ハクビシン、タヌキ、ネズミ
南田園・北田園	見たもの・増えたもの：タヌキ、マムシ、大型のインコ、カメムシ 減ったもの：サワガニ

※（ ）内の数字は類似意見の件数

※アンケート回答に記入された内容をそのまま掲載したもので、専門家が検証したものではありません。生態系の変化として生じた事象ではないものが含まれている可能性があることに注意が必要です。

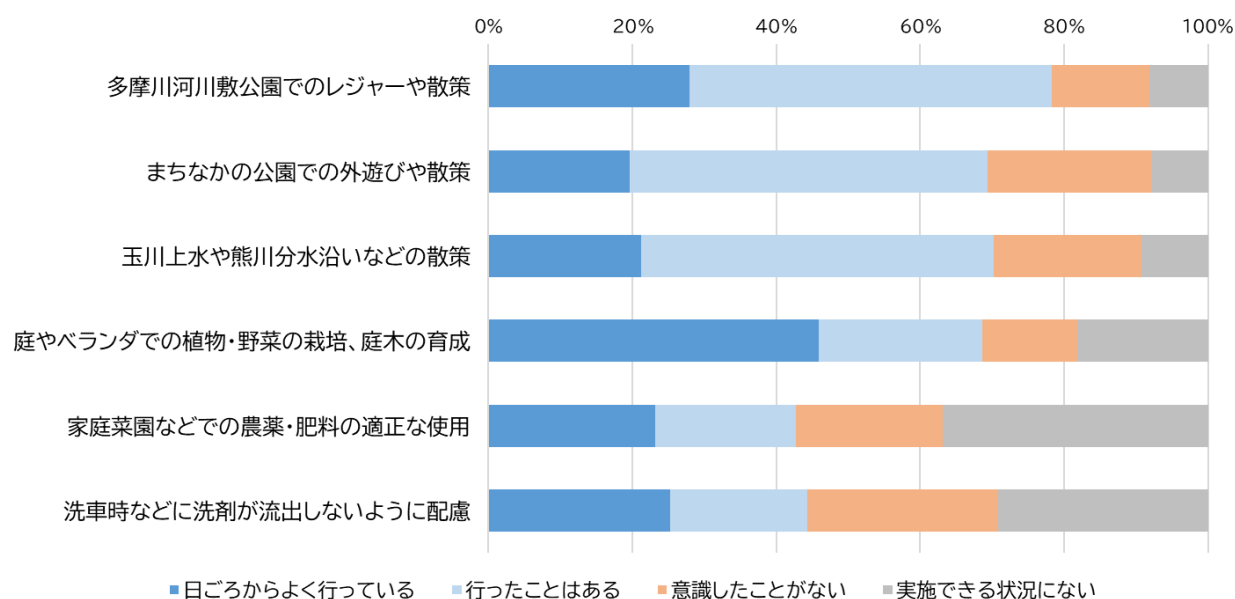
個人が日常的に実施できる生物多様性保全のための行動は、自然の中でのレジャー・散策などの受動的アクションと、生態系に悪影響を与えないよう配慮する、緑や生き物の生息環境を創出する能動的アクションに分けられます。

「多摩川河川敷公園でのレジャーや散策」については、「日ごろからよく行っている」「行ったことはある」の合計が78%となっています。多摩川は身近な自然体験の場として多くの市民に親しまれていることが分かります。

「まちなかの公園での外遊びや散策」「玉川上水や熊川分水沿いなどの散策」も、70%前後が経験しており、市民にとって緑や水辺の存在が身近であることがうかがえます。

能動的な取組としては「庭やベランダでの植物・野菜の栽培、庭木の育成」について、69%が経験しています。家庭菜園や庭の植栽は、樹林地同士をつなぐスポットとして重要な役割があるため、今後も多くの市民に継続していただきたい取組です。

一方、「家庭菜園などでの農薬・肥料の適正な使用」や「洗車時などに洗剤が流出しないように配慮」といった環境・生態系への悪影響を防ぐ取組は、「意識したことがない」と回答した割合が他に比べてやや高くなっています。日常の行動と生態系の関わりや、少し配慮することで避けられる影響があることを広く周知していくことが必要です。



出典：市民アンケート集計結果

(6) 現行計画の達成状況

自然の保全・再生（自然環境・生物多様性分野）

①自然の水循環、多摩川の保全・再生

- 多摩川の水質は良好な状態が継続しています。河川維持水量は一定の水量が維持されるようになりましたが、河床が上がっているため流量が少ない状況が続いています。
- カワラノギク保護活動は、一部市民と大学、行政のパートナーシップで継続されています。一般市民も含め広く理解・参加を求めるべきとの考え方にシフトしつつあり、国土交通省京浜河川事務所もより積極的に参加するようになっています。
- 令和元年東日本台風の影響もあり、市民の防災意識は高まっています。国土交通省による整備方針も防災が主眼となっています。
- 多摩川は親水空間としての市民ニーズも大きいエリアです。防災のための河川整備事業の中で生態系の保全・回復を実現していくためのバランスが課題となっています。

第3期中期実施計画の目標達成状況

取組指標	基準値	目標値	実績値	達成状況
河川環境や水環境に関心を持っている市民の割合	24.0%	40%	22%	未達成
水生生物による水質判定結果（水質階級）	I （きれいな水）	I （きれいな水）	I （きれいな水）	達成
カワラノギクプロジェクトの市民認知度	45.5%	70%	43%	未達成
多摩川に関連する学習活動への参加人数	830人	現状維持	640人	未達成

②都市の自然の保全・再生

- 公有地化により緑地の保全が進んだ箇所もあります（下の川緑地、原ヶ谷戸どんぐり公園）が、民地の緑地・保存樹林が宅地化される傾向に歯止めがかからず、緑地は減少傾向にあります。
- 公園や樹林の管理に市民のボランティアが大きく貢献しています。しかし、活動メンバーの高齢化など、活動の継続が課題になっています。
- 外来生物の駆除・防除が新たな課題として顕在化しています。市民団体との協働による取組が進んでいますが、民地での実態把握・対策に課題があります。

第3期中期実施計画の目標達成状況

取組指標	基準値	目標値	実績値	達成状況
保存樹林地面積	2,969 m ²	現状維持	2,369 m ²	未達成
市と市民の協働によって緑と水の質が高められている場所	60 か所	現状維持	68 か所	達成
市域に占める空から見た緑と水の割合	29.7%	現状維持	30.3%	達成

潤い豊かな安心できるまちの創造(都市環境分野)

①福生らしい景観、資源を生かすまちづくり

- 散策路の擬木化、多摩産材を使用した防護柵の設置など、自然と調和した景観づくりが進められました。環境整備により観光誘致しやすい状況が生まれており、ガイドツアー参加者の満足度は高い状況です。
- ボランティアによる美化活動は継続されていますが、高齢化による担い手の減少傾向があります。
- 熊川分水の景観重要資源指定により、協働による保全活動が継続的に実施できる体制が構築されました。
- 玉川上水・熊川分水沿いに散策ルートを設置することについては、一部市民からの要望はあるものの、民地を多く含むため実現可能性は低い状況です。

第3期中期実施計画の目標達成状況

取組指標	基準値	目標値	実績値	達成状況
福生らしい景観の保全に満足している市民の割合	63.5%	70%	59%	未達成
熊川分水の保全予定区間における協定締結数	6か所	現状維持	6か所	達成
景観資源を活用したプログラムへの参加人数(くるみるふっさガイドツアー参加者)	147人	160人	261人	達成

②都市の自然の保全・再生

- 市道の整備に際しては、車道を狭めて歩道を拡幅する、自転車通行帯を設ける、カラー舗装やポストコーン設置などにより、歩行者を守る取組を進めてきました(やなぎ通り、加美通り、田園通りなど)。
- 公共施設のバリアフリーも一定の進展がありました。加えて、多様性を尊重することが重視されるようになり、対応の必要性が高まっています。
- 市街地のにぎわい創出と関連して、創業支援の取組により空き店舗を活用した新規創業数が拡大しました。

- 緑地面積、緑の量は減少してきています。高齢化により、農地や宅地介在山林が減少、花苗の生産も減少しています。
- 公園や道路などを管理するボランティア活動には多くの団体が参加していますが、高齢化により地域での管理が困難になりつつあります。

第3期中期実施計画の目標達成状況

取組指標	基準値	目標値	実績値	達成状況
空き店舗を活用した新規創業数	—	累計6件	累計16件	達成
緑視率	約3%	約8%	約7.5%	未達成
市域における農地の減少率	年平均2.35% (12.1ha)	年平均2% (11.3ha)	年平均3.93% (10.3ha)	未達成
保存生垣延長	2,661m	現状維持	2,463m	未達成

暮らし方の変革・地球システムへの適合(気候変動対策・循環型社会分野)

①ごみの発生抑制・資源化・適正処理の推進

- 戸別収集や資源化品目の多さから、ごみ収集・資源化体制への市民満足度は高くなっています。ごみ総排出量は目標(第3期中期実施計画)を達成する水準ですが、総資源化率は伸び悩んでいます。
- 生ごみの資源化は、農地も少ないことから市全体の仕組みを構築するのは現実的でなく、堆肥化容器や処理機器の設置を支援することで資源化ルートの多様化を図ってきました。
- 食品ロス問題がクローズアップされる中、フードバンクとの協定締結など中長期的な取組の体制が構築できました。

第3期中期実施計画の目標達成状況

取組指標	基準値	目標値	実績値	達成状況
ごみ総排出量	16,365t	16,108t	15,247t	達成
総資源化率	34.3%	38.8%	34.5%	未達成

②地球環境問題・公害等への取組

- F-e(福生市環境マネジメントシステム)を活用した事務事業における温室効果ガス削減は一定の進展がありました。
- 市域全体の削減方針としては、福生市地域新エネルギービジョン・詳細ビジョンにおいて令和12年(2030年)までに平成15年(2003年)比で50%削減を掲げていますが、これを達成する水準では進捗していません。家庭部門の対策は普及啓発が中心で、大きな動きができていません。住宅の低炭素化が重要な課題であり、長期優良住宅の取得を推進するなどの動きを強化する必要があります。
- 自転車のまちづくりは、市内の道路環境の制約から進めることが困難です。サイクルシェアリングなどのソフト事業で対応しています。

第3期中期実施計画の目標達成状況

取組指標	基準値	目標値	実績値	達成状況
民生家庭部門のCO ₂ 排出量 (横田基地分を除く。)	62,000t-CO ₂	47,471t-CO ₂	56,000t-CO ₂	未達成
市民一人当たりのCO ₂ 排出量 (横田基地分を除く民生家庭部門)	1,059kg-CO ₂	839.7kg-CO ₂	971.9kg-CO ₂	未達成
市有施設の温室効果ガス排出量 (市地球温暖化対策実行計画)	4,038,155 kg-CO ₂	3,887,232kg -CO ₂	4,021,692 kg-CO ₂	未達成

取組指標			基準値	目標値	実績値	達成状況
環境基準達成率	種別	項目				
	環境基準達成率	大気	燃料中硫黄分	100%	100%	100%
二酸化窒素			100%	100%		達成
水		地下水	97.4%	98%		未達成
		工場排水	100%	100%		達成
騒音		航空機騒音	50%	50%		未達成
		主要な道路騒音	89.1%	89.1%		未達成

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画の目的・位置づけ

福生市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、目標及び基本理念、施策の基本方向、環境配慮指針を示すものです。環境基本計画の策定は、福生市環境基本条例第 9 条に定められています。福生市環境基本条例では、行政・市民・事業者が環境保全のために協働することや（第 4 条）、それぞれの責務（第 5～7 条）が定められています。

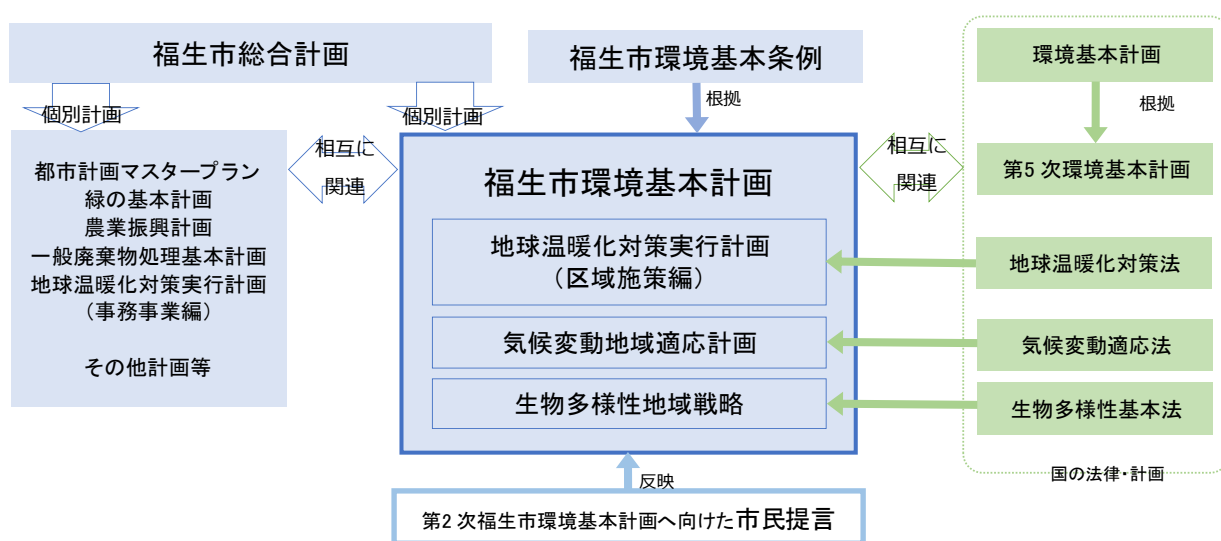
望ましい将来像を実現するには、行政・市民・事業者がそれぞれの立場で、また時には協働して、環境について考え、行動することが必要です。そのため本計画では、行政が実施する取組に加え、市民や市民団体、事業者のみなさんに取り組んでいただきたい行動も記載します。

また、環境基本計画は福生市総合計画を環境面から推進していく役割を有しています。市の関連する各種計画との整合を取りながら、環境の保全を前提とした持続的発展を実現するための方向性を示します。

環境基本計画では、自治体が策定（努力）義務を有する以下の計画を包含します。

包含する計画	根拠法	主な掲載箇所
福生市地球温暖化対策実行計画区域施策編	地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条	第 1 部序 (2) (3) 第 2 部 1 (1)
福生市地域気候変動適応計画	気候変動適応法 第 12 条	第 1 部序 (2) (4) 第 2 部 1 (2)
福生市生物多様性地域戦略	生物多様性基本法 第 13 条	第 1 部序 (2) (5) 第 2 部 2

図 環境基本計画の位置づけ



(2) 計画の経緯

福生市では、平成14年(2002年)に福生市環境基本条例を制定し、平成16年(2004年)に環境基本計画(以下「第1次計画」という。)を策定しました。第1次計画の策定にあたっては、公募市民による「市民プラン」が作成され、これに基づいて計画が策定されました。同年には、計画に基づく事業を推進するため、福生市環境事業推進本部(現名称は「福生市環境事業推進会議」)を設置し、「福生市環境基本計画実行計画」及び「福生市の環境(環境基本計画に基づく事業報告)」を毎年度作成し、施策を推進してきました。同時に、外部委員により構成する福生市環境審議会に諮り、専門的な立場から評価・指導を受けています。

第1次計画は平成16年(2004年)から令和5年(2023年)の20年間を期間とする長期計画であったため、相応の高い目標が設定されていました。そのため、長期に及ぶ計画の着実な進捗管理を行うため、「環境基本計画中期実施計画」を概ね5年ごとに策定し、社会情勢の変容に応じた新たな課題等への対応を図ってきました。平成22年(2010年)に第1期、平成27年(2015年)に第2期、令和2(2020)年に第3期と、策定・改定を行ってきました。第1期及び第2期中期実施計画の策定時には公募市民や環境活動団体などで構成する会議体を組織し、それぞれ「市民提言」を作成した上で計画を策定しました。

また、第1次計画に掲げた「地球温暖化対策への地域的な寄与をめざし、温室効果ガスの発生抑制に取り組めます」という市全体の目標と、市がいち事業者として地球温暖化への対策を講じるために策定した「福生市地球温暖化対策実行計画」における目標を総合的に推進するため、「福生市地域新エネルギービジョン・詳細ビジョン」を策定し、分散化によるエネルギーの安定供給、再生可能エネルギーによる地球温暖化問題の改善などを目指して取り組んできました。

それぞれの計画策定にあたっては市民アンケートを実施し、市の環境施策や環境状態に対する評価、環境取組の実施状況などについて把握し、計画の達成度評価や課題抽出に活用するなど、市民の声を反映した計画策定・評価を重視してきました。この間、環境活動に取り組む市民団体が数多く生まれ、個人によるボランティア活動も様々な場面で展開されるようになりました。市の各部署が取り組む温暖化対策や環境配慮活動を対象とした環境マネジメントシステムでは、市民を含む監査チームが行政の取組をチェックする仕組みも成熟し、定着しました。計画策定や環境施策のあらゆる場面で市民が参加するようになったことは、第1次計画の大きなレガシー(遺産)と言えます。

このレガシーを新たな時代に即した形で引き継ぐべく、令和4年(2022年)より次期計画(以下「第2次計画」という。)の検討に着手し、「福生市環境基本計画市民会議(以下「市民会議」という。)」を立ち上げ、市の環境の現状評価と新たな取組の検討を進めました。

市民会議が取りまとめた「第2次福生市環境基本計画へ向けた市民提言」をもとに、関係各課との協議、福生市環境事業推進会議での議論や福生市環境審議会での審議、パブリックコメントを経て、第2次福生市環境基本計画の策定に至りました。

3. 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年（2024 年）から令和 15 年（2033 年）の 10 年間とします。

令和 10 年（2028 年）をめどに中間評価を実施し、国内外の情勢変化や市民意識の変化などを踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

4. 基本目標と将来像

第 1 次計画で設定した将来像と3つの基本目標は普遍的なものであり、将来にわたって大切にしたい考え方です。一方で、脱炭素や生物多様性への取組など、これまでよりギアを上げて取り組まなければならない課題もあります。本計画では、第 1 次計画の基本目標に現在的意義を加えた上で、「**私たちが変わり 私たちが変える エコシティふっさ**」という将来像を目指して各種取組を推進していくこととします。

基本目標1 福生の自然や文化を伝えていきます

福生市では、多摩川から玉川上水、崖線と続く水・緑のつながりの中に、歴史的価値の高い文化財や、海外の影響を受けたスポットが点在しており、唯一無二のまちの雰囲気が作られています。しかし、農地や樹林地が宅地に代わるなどして身近な自然は減少し、緑や水辺の豊かさがゆるやかに失われつつあります。将来にわたって住み継がれる・選ばれるまちであるために、残された自然や文化の価値を再認識し、緑や水辺の質を損なわずに後世に引き継ぐための不断の努力を続けていきます。

基本目標2 人と暮らし中心のまちをつくります

明らかな人口減少段階に入り、少子高齢化の進展を実感する一方、外国人住民が増え、個人の多様な価値観・ライフスタイルが一層重視されるようになるなど、地域社会に大きな変化が生じています。地域づくり活動も、こうした変化に合わせ、時間・場所にとらわれない新たな形が求められます。自由なスタイルでまちづくりに少しずつ関わる場を生み出しながら、一人ひとりが支えあいや自身の役割・居場所を感じられるような、新たなコミュニティのあり方を考えていきます。

基本目標3 環境を考えライフスタイルを変えていきます

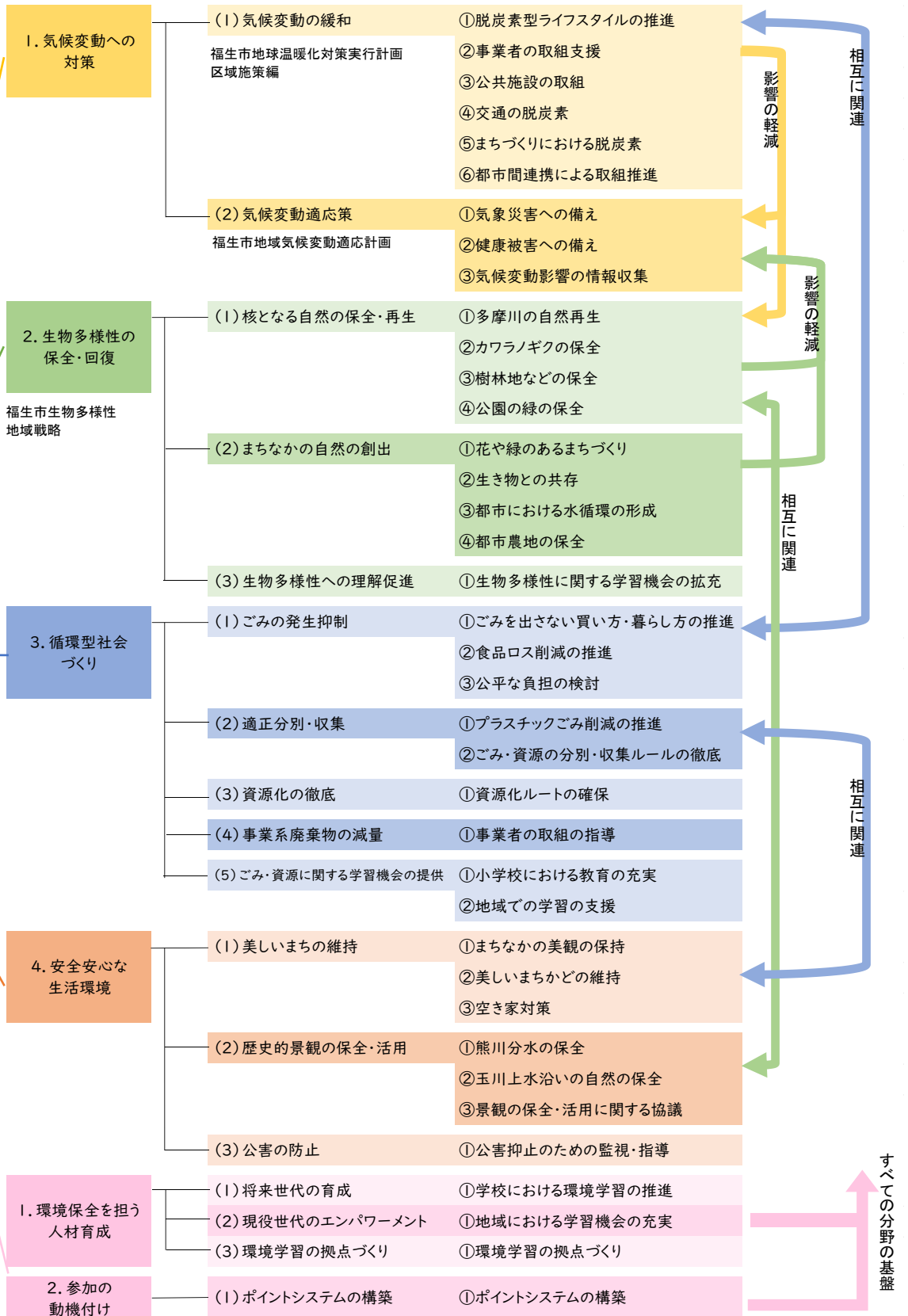
気候変動や生物多様性の損失、海洋プラスチック問題など、世界規模の環境問題が取りざたされていますが、それらはすべて私たちの日々の生活と密接に関わっています。私たちの行動に起因する問題が、遠く離れた国や地域、将来世代により深刻な影響を及ぼすという、不公平もはらんでいます。環境のために我慢をするのではなく、今までの選択・行動を少し変えることで、地球環境への貢献と快適・便利な暮らしを両立するような、前向きなアクションを広めていきます。

将来像

私たちが変わり 私たちが変える エコシティふっさ

第2次環境基本計画 施策体系図

私たちが変わり 私たちが変える エコシティをつくる



第2部 基本目標実現に向けた取り組み

1. 気候変動への対策

基本的な考え方

産業革命以降の世界平均気温の上昇を1.5℃以内に抑えること、そのために令和32年(2050年)までの脱炭素を実現することが国際合意となっています。国は、令和4年(2022年)4月に施行された改正地球温暖化対策推進法の基本理念を「2050年までの脱炭素社会の実現」とし、温室効果ガス排出量を令和12年(2030年)までに平成25年(2013年)比46%削減する(令和元年比35%減)という目標を掲げており、各自治体もこの水準で温室効果ガス排出削減の取組を加速させることが求められます。

福生市でも、国の動きに足並みをそろえ、令和12年(2030年)、令和32年(2050年)のそれぞれの目標達成に向けて、取組を強化する必要があります。

市内の状況は、民生部門(業務・家庭)からの排出が中心で、日々の暮らし・なりわいを脱炭素型に大きく転換することが必要です。福生市で暮らし、働く一人ひとりによる、エネルギーの使い方・作り方を変えて、快適性や利便性を向上するような具体的行動を促します。さらに、様々な物の生産・使用・廃棄の各段階でエネルギー消費や温室効果ガスの排出があるため、循環型社会への取組と密接に関わります。資源を大切に、良いものを長く使う意識を引き上げることも、気候変動対策の重要な観点の一つです。

当面は、暮らしと仕事のあらゆる場面で徹底してエネルギー使用を効率化していくこと、再生可能エネルギーの導入量を増加することにより、令和12年(2030年)の目標達成に向けて取り組みます。

一方で、厳しい排出削減対策を取っても気候変動の影響が生じることは避けられません。現在でも市内の様々なところで影響が表れています。福生市にとっては、自然災害への備えと熱中症対策が主な課題となります。気候変動の影響ができるだけ小さくなるよう、排出削減に向けた取組を進めること(緩和策)と、気候変動の影響に対してしっかりと備え、ダメージを少なくするための取組(適応策)を両輪で進めていきます。

目指すべき姿

- 令和32年(2050年)脱炭素に向けた民生部門での取組が進展している。
- エネルギー効率を高め、可能な限りの再エネ生産、他地域からの再エネ供給が進んでいる。
- 将来の気候変動影響への認識が高まり、健康被害や災害への備えが浸透している。

管理指標

項目	現況	目標
市域の民生部門温室効果ガス排出量	221千t-CO ₂ (2020年度)	140千t-CO ₂ (2030年度)
市内の再生可能エネルギー導入量	4,318MWh/年 (2021年度)	65,937MWh/年 (2033年度)
日常的に適応行動をとっている市民の割合 A: 気象災害などの際の避難場所・経路の確認 B: 暑さを避けた活動時間・時期の変更	19% 40% (2022年度)	80% 80% (2033年度)

(1) 気候変動の緩和

※福生市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の取組に該当します。

重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住宅・建物の断熱化・遮熱化による、少ないエネルギーで過ごせる環境づくり ✓ 省エネルギー性能の高い機器への更新 ✓ 都市間連携を含む、可能な限り最大限の再生可能エネルギー導入
------	---

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
①脱炭素型ライフスタイルの推進	環境政策課		家庭の脱炭素化を進めるため、エネルギー消費の効率化や再生可能エネルギーの活用のための行動を働きかけます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 既築住宅の断熱化推進 ● 再生可能エネルギー設備の導入や高効率家電への買い替え推進 ● 再生可能エネルギー由来の電気への切り替え支援 ● 家庭エコ診断の受診促進
②事業者の取組支援	環境政策課		事業活動における脱炭素への取組を促すため、エネルギー消費の効率化や再生可能エネルギー活用を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 既築建物の断熱化推進 ● 再生可能エネルギー設備の導入や高効率機器への買い替え推進 ● 再生可能エネルギー由来の電気への切り替え支援 ● 省エネ診断の受診促進 ● テレワークの拡大支援

③ 公共施設の取組	環境政策課	施設所管各課	福生市環境マネジメントシステム(F-e)の運用を継続し、エネルギー機器の運用改善に資する取組(エコチューニング等)を中心に、公共施設からの温室効果ガス排出量削減に取り組めます。 本庁舎では ESCO 事業を実施し、設備老朽化への対応とエネルギー効率向上の両立を図ります。
	公共施設マネジメント課	施設所管各課	公共施設の再配置に際して、エネルギー効率を重視して計画を検討します。
	車両所管各課	環境政策課	公用車は必要性を吟味して使用し、使用時にはエコドライブを徹底します。公用車の更新時には電気自動車など温室効果ガス排出量の少ない車両を優先的に導入します。
④ 交通の脱炭素	環境政策課	シティセールス推進課	自転車を所有しなくても、快適に市内の移動ができるよう、サイクルシェアリングに継続して取り組めます。 また、市外からの来訪者が便利に市内を回遊できるよう、観光の視点による利活用を促進します。
	環境政策課		補助制度の紹介などを通じて、家庭や事業所における車両の電動化を促進します。 あわせて、民間事業者が行う充電設備等の設置事業の情報収集を行い、市内における電気自動車の利用環境向上に努めます。
	まちづくり計画課	企画調整課	公共交通機関の利用しやすさを向上させるため、事業者に対してJR・バスの接続向上、便数維持などの働きかけをしていきます。
	環境政策課		福祉バスの運行と並行して、地域におけるグリーンスローモビリティの活用について研究します。
⑤ まちづくりにおける脱炭素	公共施設マネジメント課	まちづくり計画課	再開発事業に際して ZEB 化の推進及びグリーンインフラを重視した計画の検討を施行者に求めます。
⑥ 都市間連携による取組推進	環境政策課	財政課	再生可能エネルギー資源や森林資源の豊富な地域と連携するなど、再生可能エネルギー導入量の増大や森林吸収源対策について検討します。 ● オンサイト／オフサイト PPA ● 再エネ電力証書の取得 ● 森林環境贈与税のより有益な用途検討

市民・市民団体の取組

- ・ 家庭におけるエネルギーの使い方について見直しましょう。無料の「家庭エコ診断」を受診し、家庭ごとの効果的な対策を知ることが有効です。
- ・ 古い家電製品は省エネ性能の高いものに買い替える、照明器具を LED に替えるなど、長い目で見て効果的な省エネ対策を行きましょう。
- ・ 住宅の断熱性能を高めることは、省エネと快適性を向上させ健康な暮らしにつながります。内窓の設置や複層ガラス、樹脂サッシへの交換など窓の断熱や、壁や屋根裏の断熱材を厚くする施工などが有効です。
- ・ 太陽光発電や蓄電池、太陽熱利用システムなど、家庭で利用できる再生可能エネルギーの設備について知り、積極的に導入を検討しましょう。初期投資なしで設置できるモデルも提案されています。ポータブル型太陽光発電・蓄電池もあり、災害対策としても活用できます。
- ・ 電力会社を選択する際は、電気料金だけでなく、再生可能エネルギー比率の高さも重視しましょう。
- ・ 自家用車の使用頻度を抑え、乗車時には燃費を向上させるエコドライブを意識しましょう。
- ・ 自転車や公共交通機関を積極的に使いましょう。サイクルシェアリングも活用しましょう。
- ・ 自動車を買替える際には、電気自動車を積極的に検討しましょう。
- ・ 町会・自治会など地域単位でエネルギーや気候変動について学ぶ機会を作りましょう。

事業者の取組

- ・ 事業所におけるエネルギーの使い方について見直しましょう。無料の「省エネ診断」を受診し、事業所ごとの効果的な対策を知ることが有効です。
- ・ ESG ポリシーとして、事業活動で消費するエネルギーの削減策の公表・実践に努めましょう。
- ・ エネルギー機器は省エネ性能の高いものに買い替える、照明器具を LED に替えるなど、長い目で見て効果的な省エネ対策を行きましょう。
- ・ IT 化・DX 化を推進してテレワークを積極的に活用し、事業所の省エネと柔軟な働き方の両立を図りましょう。
- ・ 建物の断熱性能を高めることは、省エネと就業環境の向上につながります。
- ・ 太陽光発電や蓄電池、太陽熱利用システムなど、事業所で利用できる再生可能エネルギーの設備について知り、積極的に導入を検討しましょう。離れた場所から太陽光発電の電気を供給するオフサイト PPA などの手法も検討しましょう。
- ・ 電力会社を選択する際は、電気料金だけでなく、再生可能エネルギー比率の高さも重視しましょう。
- ・ 社用車の使用頻度を抑え、乗車時には燃費を向上させるエコドライブを意識しましょう。
- ・ 車両更新時には電気自動車の導入を積極的に検討しましょう。駐車場などにおける電気自動車の急速充電設備の設置、地域への開放についても検討しましょう。
- ・ 周辺地域・事業者と連携した地域新電力や余剰電力融通の仕組みづくりの可能性を探りましょう。
- ・ 敷地内に木材チップを敷設することや樹林地整備に参加することで、吸収源対策に貢献することができます。

省エネ住宅で快適・健康に!

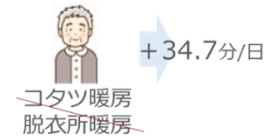
断熱がしっかりされた住宅は、居室間の温度差が少なくなり、夜間の室温の低下も防ぎます。

急激な温度差で血圧が急上昇する「ヒートショック」を予防したり、室内での活動時間が増える、起床時の血圧上昇を抑えるなど、健康にとっても高い効果があることが分かっています。また、壁の断熱材の厚みや複層ガラス、二重窓を採用することで、外部の騒音を軽減させることもできます。

建築時やリフォーム時には費用がかかりますが、光熱費を削減することができるため、長期的にはコスト面でも有利です。省エネ住宅は、快適・健康・節約と一石三鳥の住まいなのです。



暖房習慣の変化による
住宅内での活動量増加



出典：一般社団法人日本サステナブル建築協会より作成

(2) 気候変動適応策

※福生市地域気候変動適応計画の取組に該当します。

重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然災害の被害を最小限に抑える環境整備 ✓ 自然災害に備え、いざという時に適切な行動がとれるような市民の意識向上 ✓ 熱中症にならない行動選択の標準化
------	---

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
①気象災害への備え	防災危機管理課	道路下水道課	ハザードマップの全戸配布とあわせ、市民一人ひとりの防災行動を促進するための働きかけを強化します。避難所となる施設に適切に誘導できるよう、分かりやすい表示をするなどの工夫をします。
	道路下水道課	防災危機管理課	都市型水害(外水・内水氾濫)を予防するため、国・都の整備水準引き上げの動向を注視しながら対応していきます。大雨時に雨水が下水に混入することによる下水処理不良を防ぐため、市民による対策の呼びかけや雨水侵入経路の特定に努めます。
	まちづくり計画課		国土交通省に対して多摩川の洪水防止対策について要望をしていくとともに、国との情報共有を進めます。浸水が想定される土地等、立地適正化計画における適切な取扱いについて研究します。
	道路下水道課	環境政策課	宅地開発事業者に対して適切に雨水貯留や地下浸透設備を設置するよう指導します。住宅向け雨水浸透・貯留設備の普及促進に向けて、市民の意識向上を図ります。
	シティセールス推進課		(洪水の調整機能としても有用である)生産緑地などの農地を保全するため、営農への意欲向上に向けた支援を行います。農地の確保、市民の余暇充実や自然体験の場としても重要な市民農園が適切に活用されるよう、拡大・活性化・適正化のための検討を行います。
②健康被害への備え	健康課		熱中症対策への意識を高めるとともに、熱中症警戒アラートが発表された際には、市からも呼びかけを行うなど、市民ぐるみで熱中症対策を推進します。

	関係各課		各種行事・イベントにおける対策についても庁内で情報共有し、開催時期・時間や方法を工夫します。
	環境政策課	施設所管各課	公共施設を活用した「まちなか涼み処」を継続し、積極的な利用を呼び掛けます。 また、ミスト装置の設置など、暑熱避難施設としての機能強化について検討します。
	環境政策課(緑)	施設所管各課	公共施設の敷地においては、可能な限り緑地・樹木を確保し、暑熱対策としても活用します。
	環境政策課(緑)		公園づくりににおける市民の多様なニーズを把握・反映するとともに、まちなかのクールスポットとしても活用できるよう、公園内の緑の維持管理を適切に行います。 あわせて、継続した公園ボランティア制度の担い手確保を図ります。
	環境政策課	健康課	感染症を媒介する生物の活発化や生息域拡大に備え、国・都などからの情報収集に努め、市民に対して分かりやすく対策を呼び掛けます。
③気候変動影響の情報収集	環境政策課		気候変動予測情報や適応策についての情報収集に努め、庁内で情報共有することで適応への認識を高めます。

市民・市民団体・事業者の取組

- ・ 気候変動の現状や将来予測について関心を持ちましょう。
- ・ 熱中症対策への意識を高め、自分自身や身近な人の健康を守る行動を取りましょう。地域の中で声を掛け合いましょう。
- ・ 屋外作業を伴う仕事は、夏場の日中は作業を避けなければならないことを見越して、仕事を依頼したり受注したりするようにしましょう。
- ・ 気象災害のリスクは市内全域で様々にあることを知り、日ごろから備えましょう。
- ・ 地域で行う防災訓練を充実させ(参加したくなる防災訓練の企画など)、多くの参加者で災害時の動き方や備えについて共有しましょう。

2. 生物多様性の保全・回復

※福生市生物多様性地域戦略の取組に該当します。

基本的な考え方

生物多様性の損失を食い止め、回復させること、ネイチャーポジティブを目指し、暮らしやビジネスのあらゆる場面で生物多様性を考慮した動きが求められるようになってきました。

福生市は多摩川や玉川上水、熊川分水といった水辺が近く、河川・水路沿いを中心に緑地や樹林帯が連なっています。公園も多く、住宅都市の特性が強いまちでありながら、身近な自然に親しむことができる環境にあります。しかし、樹林地や農地の宅地化が進み、まとまった緑の減少傾向が続いています。無秩序な開発を避け、残り少ない緑を守っていかなければなりません。公園や宅地、公共用地で小さな緑を増やしなが、まとまった緑との連続性を確保することが重要です。まちなかに緑を残し、適切に維持管理していくことは、気候変動の緩和策・適応策としても有効です。

都内でもいち早く外来生物防除に着手し、NPOや専門機関と連携し、市民も巻き込んだ取組の体制が確立されています。外来生物の侵入・定着を防ぎ、本来の自然の豊かさを後世に引き継げるよう、不断の努力が必要です。

目指すべき姿

- 生物多様性への認識が高まり、緑や生き物のすみかを増やす・守ることや、水循環を意識した暮らし・仕事が営まれている。
- 樹林地や公園などの緑の拠点と、まちなかの小さな緑が連続して、緑のネットワークが形成されている。
- カワラノギクなど市内の貴重な動植物への認識が高まり、保全活動が盛んに行われている。

管理指標

項目	現況	目標
カワラノギクプロジェクトの認知度	43% (2022年度)	70% (2033年度)
生物多様性に資する行動をしている市民の割合		
A:庭やベランダでの植物・野菜の栽培、庭木の育成	45%	70%
B:身近な公園や緑地の清掃や維持管理、保全活動	33% (2022年度)	35% (2033年度)
みどり率	31.8% (2018年度)	現状維持

(1)核となる自然の保全・再生

重点	✓ 災害対策と両立する多摩川の自然再生
課題	✓ カワラノギクをはじめとする希少種保全

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
①多摩川の自然再生	まちづくり計画課	環境政策課	多摩川整備促進協議会を通じて、自然環境・生態系へも配慮した要望を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ● 河川維持水量の確保 ● ハリエンジュの除去など洪水対策にも必要な植生回復 ● カワラノギクなど希少種の保全 ● 親水空間としての利用しやすさへの配慮 など
	環境政策課(緑)		河川一斉清掃により多摩川河川敷の環境維持に努めます。
②カワラノギクの保全	環境政策課		カワラノギクを生物多様性保全のシンボルとして位置づけて認知度を高め、参画の輪を広げてカワラノギクプロジェクトを継続します。
③樹林地などの保全	まちづくり計画課		宅地開発等指導要綱などに基づき、緑化や植樹の指導をしていきます。
	環境政策課(緑)		緑の拠点として重要な宅地介在山林の状況を把握し、所有者に対して維持を呼び掛けます。
	環境政策課(緑)		萌芽更新等により、樹林地として健全な状態の保全を図ります。
④公園の緑の保全	環境政策課(緑)		【再】公園づくりにおける市民の多様なニーズを把握・反映するとともに、まちなかのクールスポットとしても活用できるよう、公園内の緑の維持管理を適切に行います。 あわせて、継続した公園ボランティア制度の担い手確保を図ります。
	環境政策課(緑)	環境政策課	害虫駆除や定期的な剪定・点検を通じて、多摩川堤防沿い桜並木の維持管理を継続します。

(2) まちなかの自然の創出

重点	✓ 花や緑のあるまちづくりに向けた身近な取組の推進
課題	✓ 市民・市民団体と連携した外来生物への対策

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① 花や緑のあるまちづくり	まちづくり計画課		宅地開発等指導要綱などに基づく緑化や植樹の指導を行うとともに、小規模宅地開発における植栽について要請します。
	環境政策課		自宅のできる取組を推進するため、花いっぱいコンテストやみどりのカーテンコンテストを通じた情報発信を行います。
	環境政策課(緑)	施設所管各課	【再】公共施設の敷地においては、可能な限り緑地・樹木を確保し、暑熱対策としても活用します。
	環境政策課	シティセールス推進課	花いっぱい運動を通じて、市内美化に取り組む団体及び生産者の支援を継続して行います。
	環境政策課(緑)		緑を守り育てる条例に基づき、生垣設置などに係る補助を継続します。住宅メーカー・外構工事業者への情報提供を行い、補助制度がより有効に活用されるよう情報の発信に努めます。
② 生き物との共存	環境政策課	まちづくり計画課	NPOと連携しアライグマ・ハクビシンの防除を進めます。空き家への棲みつきが懸念されることから、空き家の状況把握等を通じて被害防止に努めます。
	環境政策課		専門機関と連携しクビアカツヤカミキリの防除を進めます。新たに市内での発生・被害が懸念される外来生物についての情報収集・対策情報の発信に努めます。
	環境政策課		飼い主のいない猫に起因する相談、苦情などの減少を目指し、ボランティア団体が取組を継続できるよう支援します。
③ 都市における水循環の形成	道路下水道課	環境政策課	【再】宅地開発事業者に対して適切に雨水貯留や地下浸透設備を設置するよう指導します。住宅向け雨水浸透・貯留設備の普及促進に向けて、市民の意識向上を図ります。また、庭の全面をコンクリートで覆わない方法など、雨水の地下浸透に関する工夫について情報を発信していきます。
	環境政策課		拝島段丘の崖線に連なる湧水群について、隔月で湧水調査を実施して監視するとともに、周辺環境の保全を図ります。湧水調査については大学と連携して実施し、調査結果の公表などを通じて市民に対する現状の周知・意識啓発を図ります。

④ 都市農地の保全	シティセールス推進課		【再】生産緑地などの農地を保全するため、営農への意欲向上に向けた支援を行います。 農地の確保、市民の余暇充実や自然体験の場としても重要な市民農園が適切に活用されるよう、拡大・活性化・適正化のための検討を行います。
-----------	------------	--	---

(3) 生物多様性への理解促進

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① 生物多様性に関する学習機会の拡充	環境政策課		市民が自然や生物への興味・理解、流域思想を持ち、より主体的に学習や保全活動に取り組めるよう、福生水辺の楽校や小中学校における多摩川の総合学習支援など、様々なプログラムを実施します。
	環境政策課		水辺の楽校の拠点として、また市内の自然・生物多様性に関する学習の拠点として、川の志民館の機能強化に向けた検討を進めます。
	環境政策課	シティセールス推進課	各種事業に携わる NPO や知識を有する市民などとの連携体制を構築し、SNS や動画も活用しながら市内でみられる生き物・植物についての情報発信を強化します。
	道路下水道課		下水道施設見学などを通じて、下水道や雨水ますと河川のつながり、地下水保全などについて、子どもを中心に市民が学べる学習機会を提供します。

市民・市民団体の取組

- ・ 市内の生き物や植物、それらのつながりに関心を持ち、大切にしましょう。
- ・ 河川、河川沿いの緑の質や水質に関心を持ち、雨水ますにごみを捨てない、洗車時に洗剤を流さないなどの配慮をしましょう。
- ・ 庭やベランダで家庭菜園やガーデニングに取り組みましょう。その際、肥料や除草剤、防虫剤などは適量使用し、周囲の環境や生き物に影響を与えないように気を付けましょう。
- ・ 自然体験や公園・樹林地などの管理に係るボランティア活動に参加し、身近な自然を守りましょう。
- ・ 庭の全面をコンクリートで覆わず土のスペース（スリット状にでも）を残す、敷地界にグレイチングを作るなどして、雨水が浸透するような土地の使い方を意識しましょう。
- ・ 私有地の樹林や樹木の保全に努めましょう。
- ・ 地元で生産された野菜を購入し、地産地消を進めましょう。

事業者の取組

- ・ 市民農園を含む地元産野菜を販売する場所・仕組みづくりに努めましょう。地元産野菜の六次産業化など、付加価値を高めて流通する方策を検討しましょう。
- ・ 殺虫剤、除草剤、肥料を扱う店舗では、専門知識を有するスタッフを育成し、適正な使用を店頭で伝えるようにしましょう。
- ・ 地域貢献活動として、公園や樹林地などの管理に係るボランティア活動に取り組みましょう。
- ・ 敷地内に豊かな植栽を設ける、敷地の全面をコンクリートで覆わないなど、緑の確保や雨水浸透ができるような土地の使い方を意識しましょう。

3. 循環型社会づくり

基本的な考え方

日本はリサイクルが進んだ国であると言われてきましたが、プラスチックごみの大量廃棄と海洋汚染が深刻化していること、低い食料自給率の一方で食品ロスが大量に発生していることなど、いまだ大きな課題を抱えています。資源循環と経済活動は密接に関わっており、再生原料やリサイクルしやすい素材を使うことで新たに投入する資源量を減らし、経済を回していくサーキュラー・エコノミーの確立が求められています。

福生市のごみ総排出量は減少傾向にあり、ごみ・資源の収集体制への満足度は高い状況です。しかしこれからは、ルール通りに分別してごみを出すことだけでなく、ごみを減らす、出さないことをより重視していかなければなりません。分別して出した先までイメージして、買い方・暮らし方を変えていけるような仕組みが必要です。そのためには、小売店など市内事業者による取組も重要です。市民の意識向上と、事業者による新たな売り方の提案を同時に展開していく必要があります。

また、福生市だけですべての資源をリサイクルすることはできません。周辺自治体との連携や役割分担について、適正な形を取れるよう常に調整していく必要があります。

目指すべき姿

- プラスチックごみ、食品ロスを抑制する仕組みがある（売り方・買い方の双方に取組がある）。
- 資源化までを意識した適正な分別排出が浸透し、収集した資源が有効に活用されている。
- 近隣自治体との広域連携による資源の融通・循環に向けた動きが進んでいる。

管理指標

項目	現況	目標
ごみ総排出量	15,087t (2021年度)	14,614t (2033年度)
ごみの発生抑制に資する行動をしている市民の割合 捨てる際の分別・リサイクルしやすさを重視した商品の選択	46% (2022年度)	80% (2033年度)

(1) ごみの発生抑制

重点課題	✓ ごみの発生抑制につながるライフスタイルの定着
------	--------------------------

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
①ごみを出さない買い方・暮らし方の推進	ごみ減量対策課		広報・HP・アプリを活用して、ごみの排出抑制に向けた情報提供をしていきます。(物を買すぎない・持ちすぎない、廃棄時のことも考えた製品選択など)
②食品ロス削減の推進	ごみ減量対策課		フードロス削減等に向けた協力に関する協定を軸にフードドライブを実施し、食品ロス削減と生活困窮者支援につなげます。生ごみの発生及び排出抑制のための啓発・取組を支援するとともに、生ごみのバイオガス化等、資源化の更なる促進を検討します。
③公平な負担の検討	ごみ減量対策課		ごみの減量及び適正な分別を推進するとともに、ごみの排出量等に応じた公平な負担となるよう、廃棄物の指定収集袋、処理券及び持込みに係る廃棄物処理手数料の見直しを検討します。

(2) 適正分別・収集

重点課題	✓ プラスチックごみ削減に向けた行政・事業者・市民の連携促進
------	--------------------------------

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
①プラスチックごみ削減の推進	環境政策課		マイボトルへの給水対応や持参した容器でテイクアウト用食品を販売するなど、プラスチック製容器包装類やペットボトルの使用抑制に向けた事業者の取組が促進されるよう、ECO FRIENDLY 認証制度を通じて働きかけをしていきます。
②ごみ・資源の分別・収集ルール徹底	ごみ減量対策課		分別ルールの分かりやすい情報発信に努めます。特に外国人住民に対する情報提供についてさらなる工夫を図ります。

(3) 資源化の徹底

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① 資源化ルート の確保	ごみ減量 対策課		市民が分別排出した資源が確実に再生利用されるよう、資源の種類に応じた適正な資源化ルートを引き続き確保します。

(4) 事業系廃棄物の減量

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① 事業者の 取組の指導	ごみ減量 対策課		事業用大規模建築物における減量及び再利用計画書の提出・指導、事業系一般廃棄物の減量化・資源化及び適正排出の指導により、事業者による廃棄物減量の取組を進めます。

(5) ごみ・資源に関する学習機会の提供

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① 小学校に おける教育 の充実	ごみ減量 対策課	教育指 導課	小学4年生対象に作成している社会科副読本「ごみのゆくえ」がタブレット用教材として配信し、ごみ・資源教育の充実化を図ります。
② 地域での 学習の支援	ごみ減量 対策課		リサイクルセンターの見学を希望する団体等を受け入れるほか、ごみ・資源の流れに関する情報発信を行います。

市民・市民団体の取組

- ・ 容器包装類も含め「できるだけごみを出さない」ことを考えた買い物の仕方を意識しましょう。
- ・ ごみ・資源の流れを理解し、適切な分別を徹底しましょう。リサイクルセンターなどのごみ・資源関連施設を見学するなど、大人も積極的に学びましょう。
- ・ 新しく引っ越してきた方や外国人住民の方など、ごみ・資源の出し方に困っている方を見かけたらサポートしましょう。
- ・ 地域で実施する資源回収に協力しましょう。

- ・ 生ごみの水気をよく絞ってから捨てることで、運搬時・焼却時に必要なエネルギーを少なくできます。
- ・ 買い物に行く前に冷蔵庫やパントリーの中を確認する、数日分の献立を決めておくなど、買いすぎを防ぐ工夫をしましょう。
- ・ 家で食べきれない贈答品などは早めにフードバンクに提供し、無駄なく必要なところに食品が届くようにしましょう。
- ・ 使い捨て商品や耐久性の低い商品ではなく、長く使える質の良い製品を選びましょう。

事業者の取組

- ・ 事業活動で生じるごみは自らの責任で処理することを基本とし、市の回収に出す場合は適切な分別を徹底しましょう。
- ・ 容器包装プラスチックを削減するため、容器包装のさらなる簡易化を図るとともに、プラスチック包装材を紙や木材などに切り替えましょう。
- ・ お客さんが持参した容器で総菜を販売する、マイボトルに給水するサービスを行うなどの取組を検討しましょう。
- ・ 分別・リサイクルしやすい素材を用いた製品の提供に努めましょう。
- ・ 店頭などに設置するペットボトル等の回収ボックスは、異物投入がしづらい仕組み（下から投入するなど）のものを検討しましょう。

4. 安全安心な生活環境

基本的な考え方

まちなかが衛生的で清潔であること、水や空気などの汚染がないことは、暮らしや仕事を営む上での前提条件となります。

市内の環境に関する各種データからは、おおむね良好な生活環境が保たれていることが分かりますが、横田基地による航空機騒音、幹線道路沿いの騒音など、長年にわたり解決できない問題も抱えています。あわせて、地下水汚染等、市民の安全安心な暮らしを脅かす新たな問題への対処も重要になります。このような市民生活の大きな支障と言える課題について、強い姿勢で対処を求めるなど、対応を継続していく必要があります。

福生市には、歴史的背景を持つ街並みと、多摩川と2つの崖線で形成される緑と水が融合した特徴的な景観があります。この豊かな景観を守り、活用することで地域の魅力を共有・発信していきます。

目指すべき姿

- 清潔で気持ちよく散歩できるまちになっている。
- 福生らしい眺めを大事にした景観が形成されている。
- 騒音や大気汚染などの問題が改善されている。

管理指標

項目	現況	目標	
環境基準達成率	水質(総合的に評価)	98%	100%
	大気(総合的に評価)	100%	100%
	道路騒音	87%	100%
	航空機騒音	50%	50%
景観・美観対策への満足度			
A:福生らしい景観の保全(自然・歴史・文化)	59%	70%	
B:ごみのポイ捨てや歩行喫煙禁止などの対策	37%	45%	
	(2022年度)	(2033年度)	

(1) 美しいまちの維持

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① まちなかの美観の保持	道路下水道課		違反広告物撤去協力員制度を継続し、道路沿線の捨て看板、まちなかの貼り紙など景観を阻害する違反広告物の撤去を推進します。
	道路下水道課		道路美化ボランティア制度などにより、市民と協働した維持管理を継続します。
	ごみ減量対策課		家庭ごみ収集運搬委託業者と連携した市内のポイ捨てごみを収集する取組や、広報・HP等による啓発、ポイ捨てや路上喫煙等に対するマナーアップ指導員による指導を通じて、清潔で美しいまちの維持に努めます。
② 美しいまちかどの維持	協働推進課		町会・自治会による環境衛生に関する活動など、市民活動を支援します。
③ 空き家対策	まちづくり計画課		空き家の管理状態についての状況把握を進めるとともに、相談窓口の設置、空き家の流通・利活用等の促進に向けた施策を検討します。

(2) 歴史的景観の保全・活用

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① 熊川分水の保全	まちづくり計画課	道路下水道課	景観重要資源指定箇所における維持活動を継続するとともに、市内外へ向けたPRを展開します。
	公民館		熊川分水の歴史的価値を市民が認識し、保全への理解を高める機会として、市民団体と連携して講座を企画・実施します。
② 玉川上水沿いの自然の保全	まちづくり計画課	シティセールス推進課	玉川上水沿川の環境保全について、自然・生態系や景観の保全も踏まえた対応を都に対して要望していきます。 また、玉川上水の景観や歴史的背景を生かした観光誘致の促進に向けて、自然・生態系を含む情報発信を強化していきます。
③ 景観の保全・活用に関する協議	まちづくり計画課		福生らしい景観の維持・活用について、市民団体等から意見を聞きながら推進します。

(3) 公害の防止

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① 公害抑止のための監視・指導	道路下水道課		下水道法に基づく事業者の排水に対する指導を継続するとともに、面的排出源対策として一般家庭を含む啓発を強化します。
	環境政策課		東京都環境確保条例に基づく事業者に対する地下水の揚水量指導を継続し、地盤沈下を未然に防ぎます。
	環境政策課	企画調整課	道路騒音・航空機騒音の測定を継続し、測定結果に基づく関係各所への要望等を行うとともに、市民自らが取り組める対策についての情報発信を進めます。

市民・市民団体・事業者の取組

- ・ 生活や事業活動の中で、騒音・振動・悪臭や水・空気の汚染などが生じないように配慮しましょう。
- ・ ごみのポイ捨てや歩行喫煙をしない・させないまちづくりのため、自宅や事業所周辺の清潔の保持に努めましょう。
- ・ 多摩川や玉川上水の周辺の自然・生き物に関する情報を提供・収集し、理解促進・観光誘致につながる情報発信に参加しましょう。
- ・ 外国人住民の比率が高まっていることを受け止め、文化の多様性をリスペクトして積極的に交流しましょう。
- ・ 市内の多様な資源を活用したイベントや、身近な環境や観光資源をPRする機会を拡大しましょう。

第3部 人材育成と参画

1. 環境保全を担う人材育成

基本的な考え方

市内に残された自然環境を守り、将来にわたり持続可能な地球環境を引き継ぐことは、一人ひとりの現在の暮らし方・働き方と、様々な行動・選択と地続きになっています。身近な自然環境や地球環境についての関心を持ち、理解を深め、行動を起こすことは、現在を生きるすべての者の責務です。

市内では各分野で多くのボランティアが活動し、環境保全・維持のために欠かせない存在となっています。環境に関する高度な知識を持つ市民の存在もあります。しかし、人口減少・高齢化の進展と、ライフスタイルや価値観の多様化の中で、これまでと同じ形で環境活動を維持していくことが困難になっていくことが考えられます。一方で、小中学校、高校では教科教育においてSDGsが扱われるようになっており、若い世代での環境意識・社会貢献意識は高まっていると考えられます。

市民それぞれの興味・関心や得意分野に応じて、様々な形で環境活動に関わり、地域社会の中で活躍できるあり方を模索していかなければなりません。

また、市民の力を生かすためには、市民・行政の双方による「学び直し／リスキリング」が重要です。環境の課題に対する知識・最新情報と、協働により環境保全を進めていくための意識・心構えやスキルを高めていく必要があります。

目指すべき姿

- 環境に関する情報発信・学習の拠点がある。
- 環境活動やまちづくり活動に多様な層が参画する仕掛けとしてのポイントシステムが機能している。
- あらゆるレベルでのコミュニティ活動が活発に動いている。

管理指標

項目	現況	目標
環境に関する講座・体験活動に参加した市民の数 (延べ人数)	—	累計 40,000 人 (2033 年度)
環境に関する講座・体験活動に参加した児童・生徒 の数(延べ人数)	—	2,900 人／年

(1) 将来世代の育成

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① 学校における環境学習の推進	環境政策課		環境学習教員研修を継続し、教員を通じて、児童・生徒の環境に対する理解を深め、環境問題や環境保全などに対して主体的に関われる人材を育成します。
	教育指導課		学習指導要領に基づく環境教育とあわせて、地域の特色を生かした学校独自の環境学習の取組を支援し、持続可能な地域づくりのための人材育成を進めます。

(2) 現役世代のエンパワーメント

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① 地域における学習機会の充実	環境政策課		市内で暮らしながら、様々なタイミングで環境に関する情報に触れ学ぶことができるよう、市民団体等と連携しあらゆる手段を講じていきます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 各種イベント等による情報発信・学習機会の拡充 ● 「かんきょう通信」による身近な環境情報の伝達 ● 「福生市の環境」による環境状況の公開 ● 掲示物やWEB媒体を組み合わせた環境情報の発信
	生涯学習推進課		知識・スキルを持った市民を継続的に養成し、ガイドとして活動の場を増やすことで、知識等を継承する機会を拡充します。
	公民館		多様な開催日時、オンデマンドを含む開催手法を検討し、あらゆる人の学習意欲を引き出す環境学習講座を企画します。また学習後の活動につなげるよう庁内連携を強化します。

(3) 環境学習の拠点づくり

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
① 環境学習の拠点づくり	環境政策課		市内の環境情報の発信、学習、環境人材の登録・紹介機能などを有し、環境に関する学びや活動を総合的に支援する拠点の整備に向けて検討を進めます。

2. 参加の動機付け

基本的な考え方

人口減少・高齢化が見えている中で、個人の善意のみに頼った無償ボランティアの活動を維持するには限界があります。また、勤労世代は仕事や育児、介護などで時間的余裕がなく、時間や場所が限定された活動には参加しにくいという制約があります。

市内で実施される様々な環境・SDGs 達成活動をポイント化することで、自発的行動を「一押し」してくれるインセンティブとなり、多様な市民が活動に参加する機会を拡大することが期待できます。

(1) ポイントシステムの構築

市の取組

項目	主担当課	関係課	取組の方向性
①ポイントシステムの構築	環境政策課		環境保全活動など持続可能な地域づくりに貢献する活動をポイント化し、貯めたポイントを市内で活用できるシステムの構築に向けて検討を進めます。

ポイントシステムのイメージ

- 環境保全・改善に貢献するボランティア活動の実施、環境学習機会への参加を「ポイント」化し、スマートフォンのアプリまたはポイントカードで管理する
- 貯めたポイントは公共施設の利用料金や、商店街での商品割引、他のボランティアサービスの利用などと引き換えることができる
- 商店街や ECO FRIENDLY 認証店・団体などに協力店として関与してもらうことで、市民の環境行動を実践できる場が広がり、地域経済の活性化にもつながる
- 新たなコミュニティ(テーマ型コミュニティ)の形成も期待できる

ポイントの獲得・使用場面の例

ポイントを貯める	ポイントを使う
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源回収への協力 ・ 協力店におけるリユース容器持参での買い物 ・ 公園の維持管理 ・ 樹林地の保全活動 ・ 地域の美化活動(清掃、ごみ拾い、花いっぱい運動など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の利用料金(貸し会議室、体育施設等) ・ 廃棄物処理券 ・ 協力店での割引 ・ 個人対個人の生活支援サービス(庭の草取り、買い物代行、見守り他)など

- ・ 空き家の管理状態の通報
- ・ 環境フェスティバルへの出展、参加
- ・ 環境学習講座への参加
- ・ 防災訓練への参加
- ・ リサイクルセンターの見学
- ・ 個人対個人の生活支援サービス(庭の草取り、買い物代行、見守り、外国人住民へのごみ分別アドバイス 他)など

ポイントシステムのイメージ(市民提言より)



3. 計画の推進

(1) 進行管理の仕組み

推進体制

本計画の内容を着実に進めるためには、行政だけでなく様々な主体がそれぞれの役割を担い、行動していくことが必要です。特に、多様な主体が参画し進めることで、複数の課題に効果が得られるような取り組み方が重要です。これは、SDGs 実施のための主要原則^{*}のうち「参画性」と「統合性」を反映したものです。「参画性」は多様な関係者が事業・活動に関わること、「統合性」は複数の課題を同時に解決することです。参画性や統合性の高い取組は、持続可能な地域づくりに対するインパクトが特に大きい重要な事業であると考えられます。

^{*}SDGs 実施のための主要原則…SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 年 9 月に「国連持続可能な開発サミット」にて採択された、平成 27 年から令和 12 年までの長期的な開発の指針であり、17 のゴールと 169 のターゲットで構成されている。政府は平成 28 年 12 月に SDGs 実施指針を策定し、SDGs の理念・原則から、SDGs への取組を実施するための主要原則として「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性と説明責任」を示している。

計画の推進には次のような主体が関わります。

●行政(主担当課)

計画に位置づけられた各事業の主担当として、予算化と実行計画の設定、関係課などの関連する他部署及び市民・事業者等との調整、事業の実施(市民・事業者等との共同実施を含む)、実施結果の自己評価を行います。

環境政策課は推進体制全体の事務局を担います。

●環境事業推進会議

生活環境部長を座長とし、部長級職員を中心に構成する行政内部の組織です。各主担当課による実績報告(自己評価結果)と管理指標の達成状況から本計画の進捗状況を把握し、推進に向けた協議・意思決定を行います。

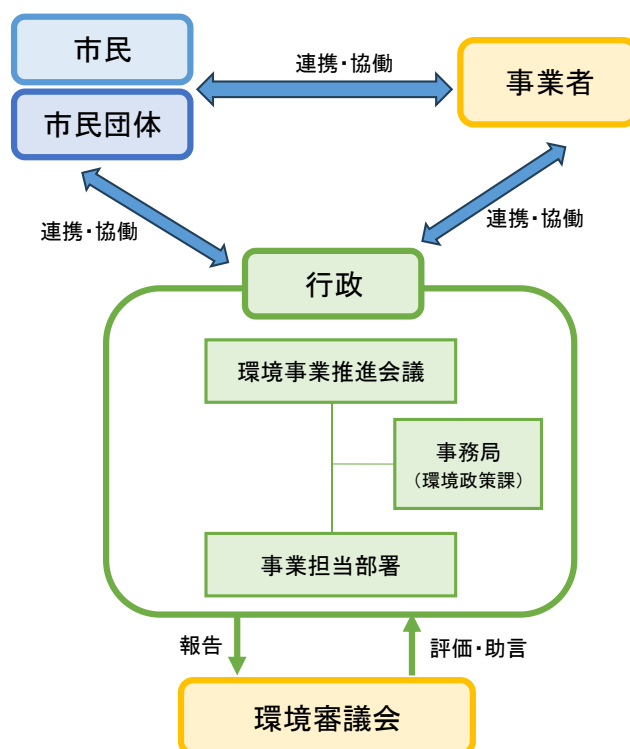
●市民・市民団体・事業者

本計画において「市民・市民団体・事業者の取組」として挙げている項目を中心に、持続可能な地域づくりに関する様々な活動に取り組みます。一個人や事業者単体で実施するもの他、市民団体として、あるいは行政の事業のうち「重点取り組み」と位置づけられた事業について、行政と共同実施することもあります。

●環境審議会

本市の環境保全等に関する施策を推進する上で必要な事項を調査審議するため、市民、事業者、学識経験者で組織されています。各主担当課による実績報告（自己評価結果）と管理指標の達成状況から本計画の進捗状況进行评估します。また、各分野に関わる市内の環境の状態を総合的に評価し、施策の進展と社会情勢等を踏まえて、次年度以降の事業内容や目標設定について意見を述べます。

図 環境基本計画の推進体制



目標設定

本計画は、将来像『私たちが変わり 私たちが変える エコシティふっさ』に向けて環境政策の分野別に「目指すべき姿」を設定し、その姿を実現するための各種施策を設定しています。計画の進捗度を把握するため、2種類の指標と目標を設定して管理していきます。

■管理指標

本計画期間10年で到達すべき、各分野の象徴的な目標です。

分野ごとに複数設定するもので、各分野のいくつかの施策の総合的な成果として表れる（指標値が改善する）ものと考えます。

施策の効果は単年度で現れるものではないこと、またデータ取得の制約があることから、毎年度数値を更新できない指標も含まれますが、少なくとも令和10年（2028年）をめぐりに実施する中間評価の時点で、すべての指標について評価することとします。

■事業目標

市が実施する施策・事業の結果を評価するための目標です。

事業目標は、個別の施策・事業の実施結果を表すものです。行政の取組または行政と市民・事業者等が協働で実施した結果として、直接得られた効果を明らかにします。事業ごと・年度ごとに目標設定し、毎年度明けに達成状況を担当課が自己評価します。

事業目標は、年度初めに担当課が設定し、年度実行計画に記載して公開します。

2種類の指標は、個別の事業を実施して毎年度の「事業目標」が達成されていくことで、その総合的な成果として「管理指標」が改善していく、という関係です。

しかし、管理指標のみで各分野の環境状態がもれなく正しく評価できるわけではありません。そのため、環境事業推進会議や環境審議会では、管理指標だけでなくその他の環境状態・社会情勢も踏まえて総合的に評価します。

また、事業目標の設定に際しては、管理指標との関係だけでなく、各分野の「目指すべき姿」を踏まえて目標や取り組み方を計画することが必要です。

進捗管理の手順

計画の着実な進捗を図るため、以下の手順で管理していきます。

①年度実行計画の作成

本計画に記載された施策について、各主担当課が年度ごとに実施する事業を設定し「実行計画」を作成します。実行計画には、分野名、施策名、取組の方向性、事業名、年度計画（具体的な事業実施内容：いつ・どこで・誰を対象に・何を実施するか）、当年度の目標、部署名、事業予算を記入します。当年度の目標は、可能な限り定量的な把握ができるものとします。

行政以外の主体が関わる事業は、協働先との十分な協議の上、パートナーシップの質を高めることも目指して事業の計画を立てます。

事務局（環境政策課）は各主担当課による計画を取りまとめ、ホームページに掲載して市民に公開します。

②事業の実施

①で作成した年度実行計画に基づき、各主担当課を中心に事業を実施します。

③事業実績の報告

A. 年度実行計画進捗状況報告

会計年度終了後に、各主担当課が当年度実行計画に基づく事業の実績について整理します。実績報告には、当年度の事業実施結果、決算額、目標の達成状況、翌年度の事業の計画を記入します。

また、各事業の実施手法について、SDGs実施のための主要原則（「参画型」・「統合性」・「透明性と説明責任」）の観点から自己評価します。

事務局（環境政策課）は各担当課から提出された実績報告を取りまとめます。

B. 取組指標達成状況報告

各分野の施策に関連する「取組指標」の実績値について、事務局（環境課環境係）が関係部署・機関から情報を集約します。

④環境審議会及び環境事業推進会議での評価

環境審議会及び環境事業推進会議において、各主担当課による実績報告（自己評価結果）と取組指標の達成状況、市内の環境状態や社会情勢を踏まえ、計画の進捗状況を総合的に評価します。

⑤評価結果のフィードバックと公開

④での評価・討議結果や意見は、各主担当課等へフィードバックします。

年度実行計画の実績報告は、ホームページに掲載して市民に公開します。また「福生市の環境」において主要事業の実施内容を掲載します。

また、事務局（環境政策課）は計画の進捗状況に関する市民意見を受け付け、関係部署などにこれを通知して施策・事業の改善につなげます。

(2) 市民参加による全庁的な環境活動の推進

「エコシティふっさ」を目指すには、市民や事業者の協力が不可欠であり、その機運を高めるためには行政が率先して環境活動を行うことが必要です。環境施策の所管部局だけでなく、すべての部局で日常的に環境活動が行われていること、それが「見える」ことが重要です。

これまで福生市では、事務事業におけるCO₂排出削減その他の環境配慮行動を実施し、評価する仕組みとして「福生市環境マネジメントシステム（F-e）」を構築・運用してきました。各部署・施設の取組は市民が参加する監査チームによって評価され、市民とともに環境活動のレベルアップを図ってきました。

持続可能な地域社会の基盤には「環境」があることを改めて認識し、すべての事務事業において環境配慮の取組を継続し、かつ、あらゆる機会をとらえてその活動を発信していく仕組みとして、F-eを再構築・運用していきます。

(3) 市民・事業者アクションリスト

各分野の「市民・市民団体・事業者の取組」として記述した項目を、あらためて一覧表にまとめます。

日々の暮らしやなりわいの中で実践できることを一つでも多く増やしていただくことで、「暮らしながら・働きながら持続可能な地域づくりに貢献できる」ライフスタイルに近づきます。

市民・市民団体アクションリスト

分野	アクション	他の効果がある分野				
		緩和	適応	生物	循環	生活
気候変動 (緩和策)	家庭におけるエネルギーの使い方について見直しましょう。無料の「家庭エコ診断」を受診し、家庭ごとの効果的な対策を知ることも有効です。	—				
	古い家電製品は省エネ性能の高いものに買い替える、照明器具をLEDに替えるなど、長い目で見て効果的な省エネ対策を行きましょう。	—				
	住宅の断熱性能を高めることは、省エネと快適性を向上させ健康な暮らしにつながります。内窓の設置や複層ガラス、樹脂サッシへの交換など窓の断熱や、壁や屋根裏の断熱材を厚くする施工などが有効です。	—				●
	太陽光発電や蓄電池、太陽熱利用システムなど、家庭で利用できる再生可能エネルギーの設備について知り、積極的に導入を検討しましょう。初期投資なしで設置できるモデルも提案されています。ポータブル型太陽光発電・蓄電池もあり、災害対策としても活用できます。	—				
	電力会社を選択する際は、電気料金だけでなく、再生可能エネルギー比率の高さも重視しましょう。	—				
	自家用車の使用頻度を抑え、乗車時には燃費を向上させるエコドライブを意識しましょう。	—				
	自転車や公共交通機関を積極的に使いましょう。サイクルシェアリングも活用しましょう。	—				
	自動車を買う際には、電気自動車を積極的に検討しましょう。	—				
	町会・自治会など地域単位でエネルギーや気候変動について学ぶ機会を作りましょう。	—				
気候変動 (適応策)	気候変動の現状や将来予測について関心を持ちましょう。		—			
	熱中症対策への意識を高め、自分自身や身近な人の健康を守る行動を取りましょう。地域の中で声を掛け合いましょう。		—			
	屋外作業を伴う仕事は、夏場の日中は作業を避けなければならなくなることを見越して、仕事を依頼したり受注したりするようにしましょう。		—			
	気象災害のリスクは市内全域で様々にあることを知り、日ごろから備えましょう。		—			
	地域で行う防災訓練を充実させ（参加したくなる防災訓練の企画など）、多くの参加者で災害時の動き方や備えについて共有しましょう。		—			

分野	アクション(つづき)	他の効果がある分野				
		緩和	適応	生物	循環	生活
生物多様性	市内の生き物や植物、それらのつながりに関心を持ち、大切にしましょう。			—		●
	河川、河川沿いの緑の質や水質に関心を持ち、雨水ますにごみを捨てない、洗車時に洗剤を流さないなどの配慮をしましょう。			—		●
	庭やベランダで取り組める家庭菜園やガーデニングに取り組みましょう。その際、肥料や除草剤、防虫剤などは適量使用し、周囲の環境や生き物に影響を与えないように気を付けましょう。		●	—		
	自然体験や公園・樹林地などの管理に係るボランティア活動などに参加し、身近な自然を守りましょう。		●	—		
	庭の全面をコンクリートで覆わず土のスペース(スリット状にでも)を残す、敷地界にグレイチングを作るなどして、雨水が浸透するような土地の使い方を意識しましょう。		●	—		
	私有地の樹林や樹木の保全に努めましょう。		●			
	地元で生産された野菜を購入し、地産地消を進めましょう。	●				
循環型社会	容器包装類も含め「できるだけごみを出さない」ことを考えた買い物の仕方を意識しましょう。	●			—	
	ごみ・資源の流れを理解し、適切な分別を徹底しましょう。リサイクルセンターなどのごみ・資源関連施設を見学するなど、大人も積極的に学びましょう。				—	
	新しく引っ越してきた方や外国人住民の方など、ごみ・資源の出し方に困っている方を見かけたらサポートしましょう。				—	
	地域で実施する資源回収に協力しましょう。				—	
	生ごみの水気をよく絞ってから捨てることで、運搬時・焼却時に必要なエネルギーを少なくできます。	●			—	
	買い物に行く前に冷蔵庫やパントリーの中を確認する、数日分の献立を決めておくなど、買いすぎを防ぐ工夫をしましょう。	●			—	
	家で食べきれない贈答品などは早めにフードバンクに提供し、無駄なく必要なところに食品が届くようにしましょう。	●			—	
	使い捨て商品や耐久性の低い商品ではなく、長く使える質の良い製品を選びましょう。	●				
生活環境	生活や事業活動の中で、騒音・振動・悪臭や水・空気の汚染などが生じないように配慮しましょう。			●		—
	ごみのポイ捨てや歩行喫煙をしない・させないまちづくりのため、自宅や事業所周辺の清潔の保持に努めましょう。				●	—
	多摩川や玉川上水の周辺の自然・生き物に関する情報を提供・収集し、理解促進・観光誘致につながる情報発信に参加しましょう。			●		—
	外国人住民の比率が高まっていることを受け止め、文化の多様性をリスペクトして積極的に交流しましょう。					—
	市内の多様な資源を活用したイベントや、身近な環境や観光資源をPRする機会を拡大しましょう。					—

事業者アクションリスト

分野	アクション	他の効果がある分野				
		緩和	適応	生物	循環	生活
気候変動 (緩和策)	事業所におけるエネルギーの使い方について見直しましょう。無料の「省エネ診断」を受診し、事業所ごとの効果的な対策を知ることにも有効です。	—				
	ESG ポリシーとして、事業活動で消費するエネルギーの削減策の公表・実践に努めましょう。	—				
	エネルギー機器は省エネ性能の高いものに買い替える、照明器具をLEDに替えるなど、長い目で見て効果的な省エネ対策を行いましょう。	—				
	IT化・DX化を推進してテレワークを積極的に活用し、事業所の省エネと柔軟な働き方の両立を図りましょう。	—				
	建物の断熱性能を高めることは、省エネと就業環境の向上につながります。	—				●
	太陽光発電や蓄電池、太陽熱利用システムなど、事業所で利用できる再生可能エネルギーの設備について知り、積極的に導入を検討しましょう。離れた場所から太陽光発電の電気を供給するオフサイトPPAなどの手法も検討しましょう。	—				
	電力会社を選択する際は、電気料金だけでなく、再生可能エネルギー比率の高さも重視しましょう。	—				
	社用車の使用頻度を抑え、乗車時には燃費を向上させるエコドライブを意識しましょう。	—				
	車両更新時には電気自動車の導入を積極的に検討しましょう。駐車場などにおける電気自動車の急速充放電設備の設置、地域への開放についても検討しましょう。	—				
	周辺地域・事業者と連携した地域新電力や余剰電力融通の仕組みづくりの可能性を探りましょう。	—				
敷地内に木材チップを敷設することや樹林地整備に参加することで、吸収源対策に貢献することができます。	—	●				
気候変動 (適応策)	気候変動の現状や将来予測について関心を持ちましょう。		—			
	熱中症対策への意識を高め、自分自身や身近な人の健康を守る行動を取りましょう。地域の中で声を掛け合いましょう。		—			
	屋外作業を伴う仕事は、夏場の日中は作業を避けなければならないことを見越して、仕事を依頼したり受注したりするようにしましょう。		—			
	気象災害のリスクは市内全域で様々にあることを知り、日ごろから備えましょう。		—			
	地域で行う防災訓練を充実させ（参加したくなる防災訓練の企画など）、多くの参加者で災害時の動き方や備えについて共有しましょう。		—			

分野	アクション(つづき)	他の効果がある分野				
		緩和	適応	生物	循環	生活
生物多様性	市民農園を含む地元産野菜を販売する場所・仕組みづくりに努めましょう。地元産野菜の六次産業化など、付加価値を高めて流通する方策を検討しましょう。		●	—		●
	殺虫剤、除草剤、肥料を扱う店舗では、専門知識を有するスタッフを育成し、適正な使用を店頭で伝えるようにしましょう。			—		●
	地域貢献活動として、公園や樹林地などの管理に係るボランティア活動に取り組みましょう。		●	—		
	敷地内に豊かな植栽を設ける、敷地の全面をコンクリートで覆わないなど、緑の確保や雨水浸透ができるような土地の使い方を意識しましょう。		●	—		
循環型社会	事業活動で生じるごみは自らの責任で処理することを基本とし、市の回収に出す場合は適切な分別を徹底しましょう。	●			—	
	容器包装プラスチックを削減するため、容器包装のさらなる簡易化を図るとともに、プラスチック包装材を紙や木材などに切り替えましょう。	●			—	
	お客さんが持参した容器で総菜を販売する、マイボトルに給水するサービスを行うなどの取組を検討しましょう。	●				
	分別・リサイクルしやすい素材を用いた製品の提供に努めましょう。	●			—	
	店頭などに設置するペットボトル等の回収ボックスは、異物投入がしづらい仕組み（下から投入するなど）のものを検討しましょう。	●			—	
生活環境	生活や事業活動の中で、騒音・振動・悪臭や水・空気の汚染などが生じないように配慮しましょう。			●		—
	ごみのポイ捨てや歩行喫煙をしない・させないまちづくりのため、自宅や事業所周辺の清潔の保持に努めましょう。				●	—
	多摩川や玉川上水の周辺の自然・生き物に関する情報を提供・収集し、理解促進・観光誘致につながる情報発信に参加しましょう。			●		—
	外国人住民の比率が高まっていることを受け止め、文化の多様性をリスペクトして積極的に交流しましょう。					—
	市内の多様な資源を活用したイベントや、身近な環境や観光資源をPRする機会を拡大しましょう。					—

管理指標設定の考え方

気候変動

①市域の民生部門温室効果ガス排出量

東京都 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による公表値のうち、令和元年（2019 年）度参考値（福生市人口に対する基地内人口の比 0.83（令和元年）を乗じた値）を基準として、国の温暖化対策推進計画における部門別削減率を乗じて求める。

	基準値 (千t-CO ₂)	対 2019 年度 削減率	2030 年目標値 (千t-CO ₂)
産業	10	75.3%	7.5
業務	102	60.1%	61.3
家庭	55	44.0%	24.2
運輸	55	70.9%	39
廃棄物	8	—	8
合計	230		140

②市内の再生可能エネルギー導入量

まず、人口推計・就業者数予測から令和 12 年（2030 年）の BAU（現状趨勢ケース）排出量を求める。産業・業務部門は各産業の就業者予測、家庭・運輸・廃棄物部門は人口推計から各減少率を乗じて求める（212.2 千t-CO₂）。

次に、エネルギーミックスの変化による電力の排出係数改善の効果を見込んだ排出量を推計する。国が示した「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」では、令和 12 年（2030 年）度の全電源平均の電力排出係数を 0.25kg-CO₂/kWh としており、令和元年（2019 年）比で 56.2%改善する。市町村別エネルギー消費統計の最終エネルギー消費における電力の割合は、産業 53.5%、業務 55.8%、家庭 50.3%、運輸 4%であり、BAU 排出量に対してこの割合を部門別に乘じて電力由来排出量を求める。これに排出係数改善率 56.2%を乗じ、電力以外の排出量と合計して求める（175 千t-CO₂）。

電力割合と排出係数改善を考慮した BAU 推計値は、令和 12 年（2030 年）目標値（140 千t-CO₂）に対して 35 千t-CO₂の超過となっており、おおむね各部門で 20%ずつの削減が必要となる。

そこで、各部門のエネルギー効率化で 10%削減、残り 10%を再生可能エネルギーでまかなうものとする。

令和 12 年（2030 年）のエネルギー需要は、市町村別エネルギー消費統計の令和元年（2019 年）度部門別エネルギー消費量に BAU 推計で使用した人口・就業者減少率を乗じて求める（2,373.7TJ）。

このうち 10%を再生可能エネルギーで代替する場合、必要な導入量は 237.4TJ、65,937MWhとなる。

	基準値 (千t-CO ₂)	人口・就業者 減少率	2030年 BAU 排出量 (千t-CO ₂)	電力率	電気由来 排出量 (千t-CO ₂)	係数 改善率	係数改善後 排出量 (千t-CO ₂)
産業	10	87.5%	8.8	53.5%	4.7	56.2%	2.6
業務	102	92.5%	94.4	55.8%	52.6		29.6
家庭	55	92.4%	50.8	50.3%	25.6		14.4
運輸	55		50.8	4%	2		1.1
廃棄物	8		7.4	-	-		-
合計	230		212				

	電気以外の 排出量 (千t-CO ₂)	係数改善後 全排出量 (千t-CO ₂)	2019年 エネルギー 需要(TJ)	2030年 エネルギー 需要(TJ)	再エネ 代替量 (TJ)
産業	4.1	6.7	148.8	130.2	13
業務	41.7	71.3	627.1	580.2	58
家庭	25.3	39.6	784.4	724.8	72.5
運輸	48.8	49.9	1015.8	938.6	93.9
廃棄物	-	7			
合計		175	2,576.1	2,373.7	237.4

(3600J=1Wh)

③日常的に適応行動をとっている市民の割合

A: 気象災害などの際の避難場所・経路の確認

市民アンケートにおける当該項目で「日ごろからよく行っている」が19%、「行ったことはある」が59%であったため、この合計が「日常的に行動している」ことを目指し、80%を目標とする。

B: 暑さを避けた活動時間・時期の変更

市民アンケートにおける当該項目で「日ごろからよく行っている」が40%、「行ったことはある」が37%であったため、この合計が「日常的に行動している」ことを目指し、80%を目標とする。

生物多様性

①カワラノギクプロジェクトの認知度

市民アンケートにおける当該項目で「取組を知らない」が57%であったため、認知度の高い「身近な公園や緑地の清掃や維持管理、保全活動」「町会・自治会等の資源回収への協力」と同程度に認知度を高め、身近に感じてもらうことを目指し、70%を目標とする。

②生物多様性に資する行動をしている市民の割合

A:庭やベランダでの植物・野菜の栽培、庭木の育成

市民アンケートにおける当該項目で「日ごろからよく行っている」が45%、「行ったことはある」が22%であったため、この合計が「日常的に行動している」ことを目指し、70%を目標とする。

B:身近な公園や緑地の清掃や維持管理、保全活動

市民アンケートにおける当該項目で「たびたび参加している」「参加したことはある」の合計が33%であったため、担い手が高齢化する中でもこの割合が維持されることを目指し、35%を目標とする。

③みどり率

「福生市緑の基本計画」と共通の目標とする。

※「みどり率」は、オープンスペースの重要性を視点に、緑被率に公的に担保されている「公園内で緑のない裸地」と「河川、用水路、湖沼などの水面」を加えた場所が市域に占める割合を示す。

循環型社会

①ごみ総排出量

「福生市一般廃棄物処理基本計画」と共通の目標とする。

※「ごみ総排出量」は、市が処理責務を負うすべての一般廃棄物の総量であり、家庭や事業所から排出されるごみや資源、粗大ごみ、集団回収で収集された資源などを含む（東京都独自の指標です）。

②ごみの発生抑制に資する行動をしている市民の割合

A:捨てる際の分別・リサイクルしやすさを重視した商品の選択

市民アンケートにおける当該項目で「日ごろからよく行っている」が46%、「行ったことはある」が31%であったため、この合計が「日常的に行動している」ことを目指し、80%を目標とする。

生活環境

環境基準達成率

項目ごとの調査・測定した総数に対する、基準を達成できた調査・測定数を割合で示したもの。

例) 基準達成調査・測定数 2 ÷ 総調査・測定数 4 = 50%

A:水質(地下水10地点・15項目、工場排水1か所・11項目)・大気(燃料中の硫黄分2か所・2項目、二酸化窒素12か所)

現状で100%に近い達成状況にあるため、これを維持することを目標とする。

B:道路騒音(環境騒音調査・46か所)

現状で87%の達成状況にあるため、これを引き上げて100%達成することを目標とする。

C:航空機騒音(誘導灯付近・市役所屋上)

現状で50%の達成状況にあり、2か所の観測地点のうち1か所が常に基準超過となっている状況であるが、改善の見込みがないため現状維持を目標とする。

②景観・美観対策への満足度

A:福生らしい景観の保全(自然・歴史・文化)

市民アンケートにおける当該項目で「とても満足」「やや満足」の合計が59%であるため、これを引き上げて70%を目標とする。

B:ごみのポイ捨てや歩行喫煙禁止などの対策

市民アンケートにおける当該項目で「とても満足」「やや満足」の合計が37%であるため、全項目の満足率の平均値程度まで引き上げることを目指して45%を目標とする。

人材育成

①環境に関する講座・体験活動に参加した市民の数(延べ人数)

2033年の推計人口のうち、7歳から74歳までの合計(41,068人)と同程度の人数が、環境に関する何らかの講座・体験活動に参加することを目指して、40,000人を目標とする。

②環境に関する講座・体験活動に参加した児童・生徒の数(延べ人数)

小学校・中学校の児童・生徒が、環境に関する何らかの講座・体験活動に参加する機会を確保することを目指して、各年度の7歳から15歳までの合計人数を目標とする。2033年の推計人口のうち、7歳から15歳までの合計は2,920人であるため、最終年度の目標を2,900人とする。